

自治体申請システム

～操作マニュアル(申請者向け)～

国土交通省 関東地方整備局
道路部 交通対策課

令和7年10月

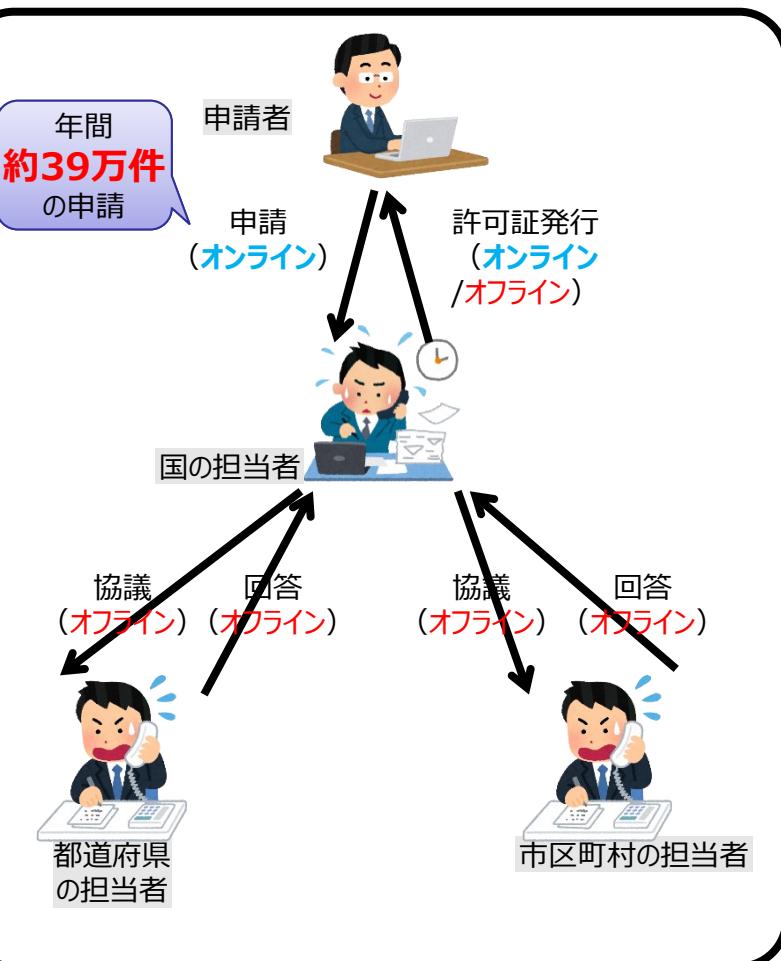
1. はじめに	
1-1. 自治体申請システムの概要とメリット	3
1-2. 自治体申請システムの処理イメージ	5
1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項	6
2. 自治体申請システムを利用するための準備	
2-1. 利用環境	9
2-2. 自治体申請システムへのアクセス	10
2-3. このドキュメントについて	11
2-4. 全画面の共通仕様について	12
2-5. 主機能の画面遷移について	13
3. 申請データの準備	
3-1. 提出書類の電子データ化	18
4. 自治体申請システムにログインする	
4-1. 自治体申請システム ログイン	20
4-2. パスワードの再発行	22
4-3. 新規ユーザーの登録	23
5. 申請する	
5-1. 申請する	26
5-2. 複数の申請先に一括で申請する	35
6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認	
6-1. 申請状況一覧	37
6-2. 申請内容の確認	40
6-3. 申請の取り消し	45
6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする	46
6-5. 審査内容の確認	51
7. 便利に使う	
7-1. 問い合わせ	54
8. ユーザー情報の参照・変更	
8-1. ユーザー情報の確認	57
8-2. ユーザー情報の変更	59
9. システムから送信するメール	
9-1. システムから送信するメールの種類	62
10. 用語集	
10-1. 用語集	64
11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ	
11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ	80
12. 改訂履歴	
	81

1. はじめに

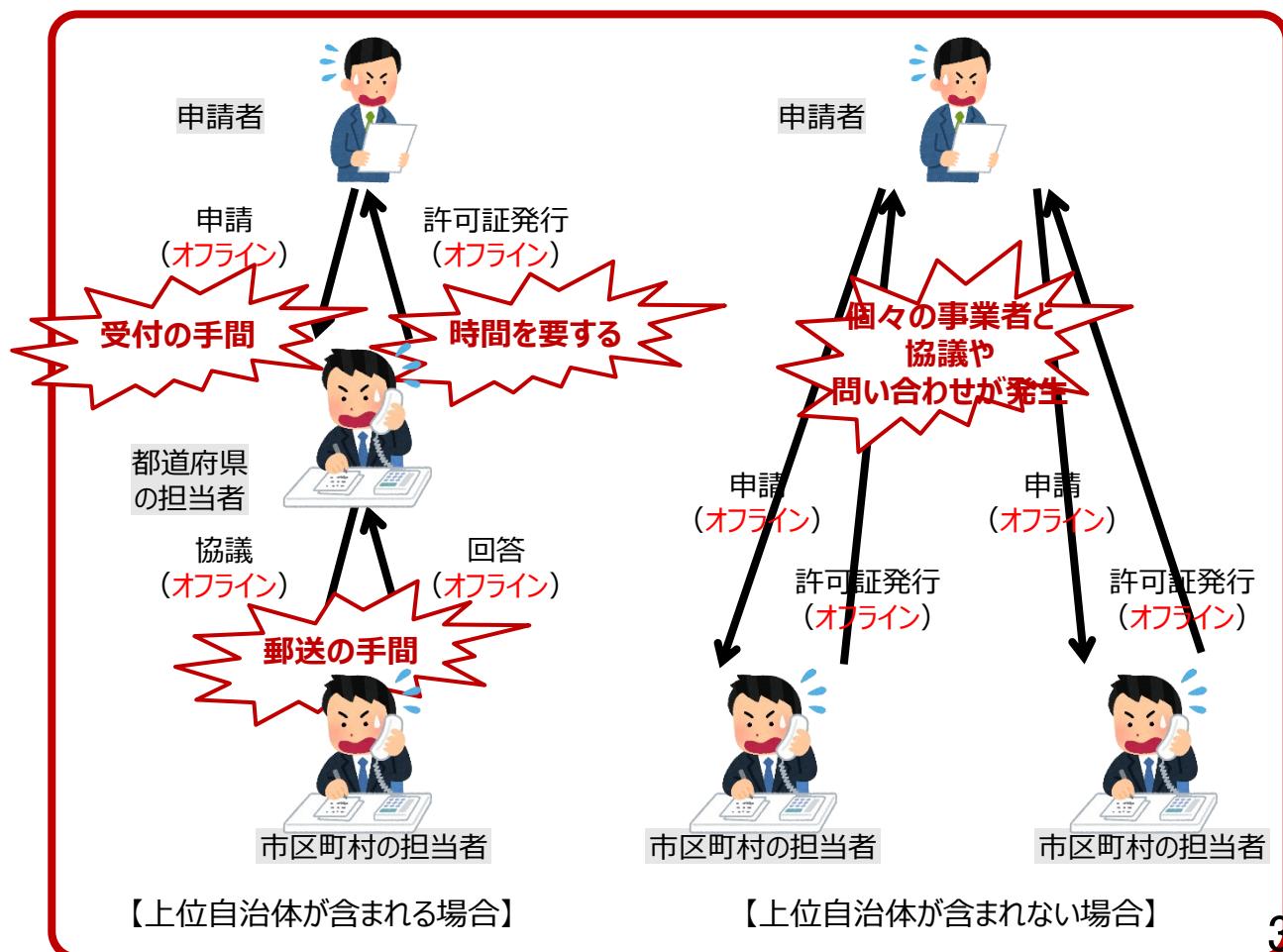
1-1. 自治体申請システムの概要とメリット

- デジタル手続き法案が成立したことを受け、自治体に対する特車通行許可申請のオンライン化のニーズが高まることが想定される
- また、背高コンテナ車両は「特車通行許可不要(特車フリー)区間」が設定されたことで、特車フリー区間の申請は不要になったが、特車フリー区間外(主に自治体が管理する路線)への申請は残存している
- 申請者は個々の自治体窓口に直接、申請を行う必要があり、申請件数が増加する中で、負担の増加が懸念される

国への特殊車両通行許可申請



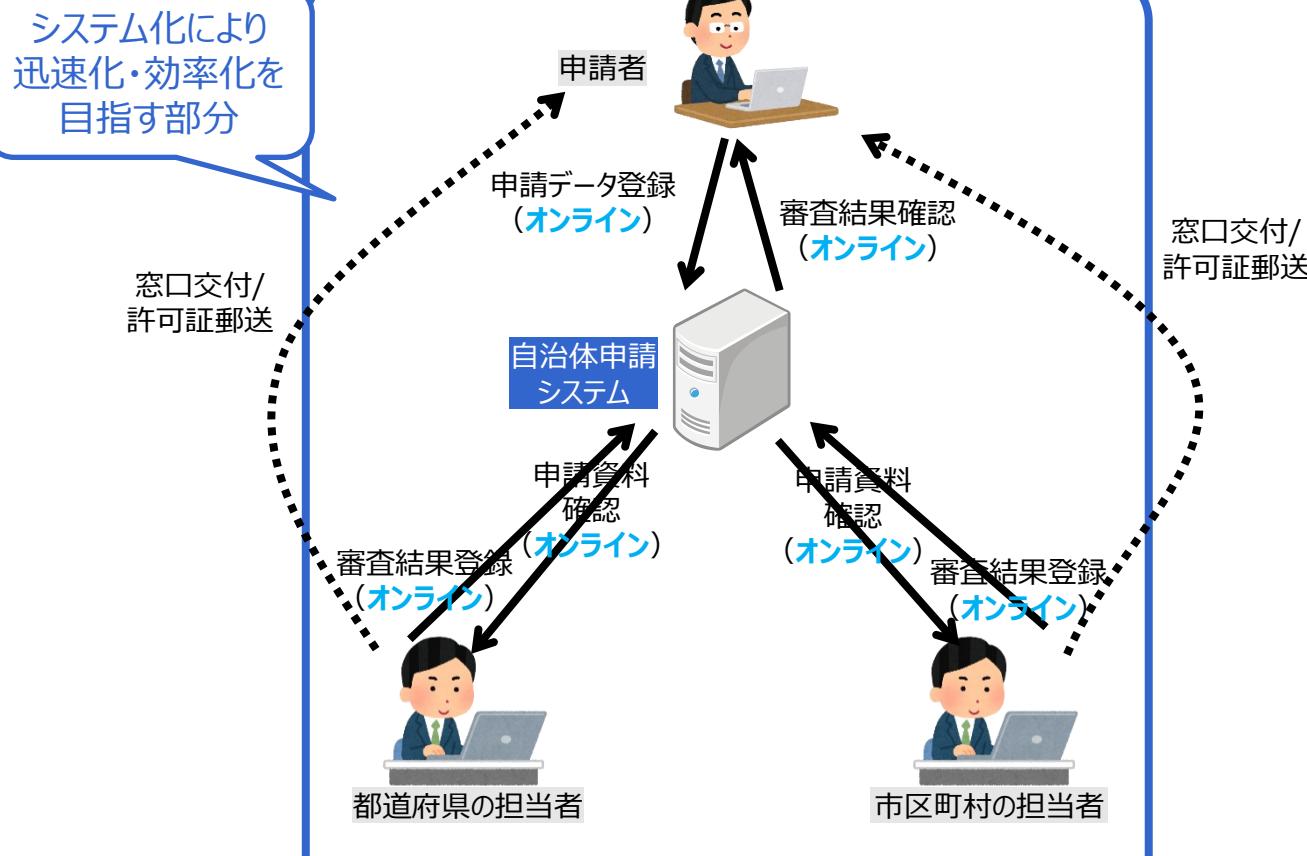
自治体への特殊車両通行許可申請



1-1. 自治体申請システムの概要とメリット

- 道路管理者(自治体)と申請者をオンラインで繋ぐことにより、審査作業の迅速化を図る
- システムでの一元受付により、個別で受付していた作業の効率化・省力化を図る
- 申請及び許可証受領のオンライン化により、40ft背高海上コンテナ車両の機動的な通行を支援

自治体申請システムを活用した 特殊車両通行許可申請



システム化による効果

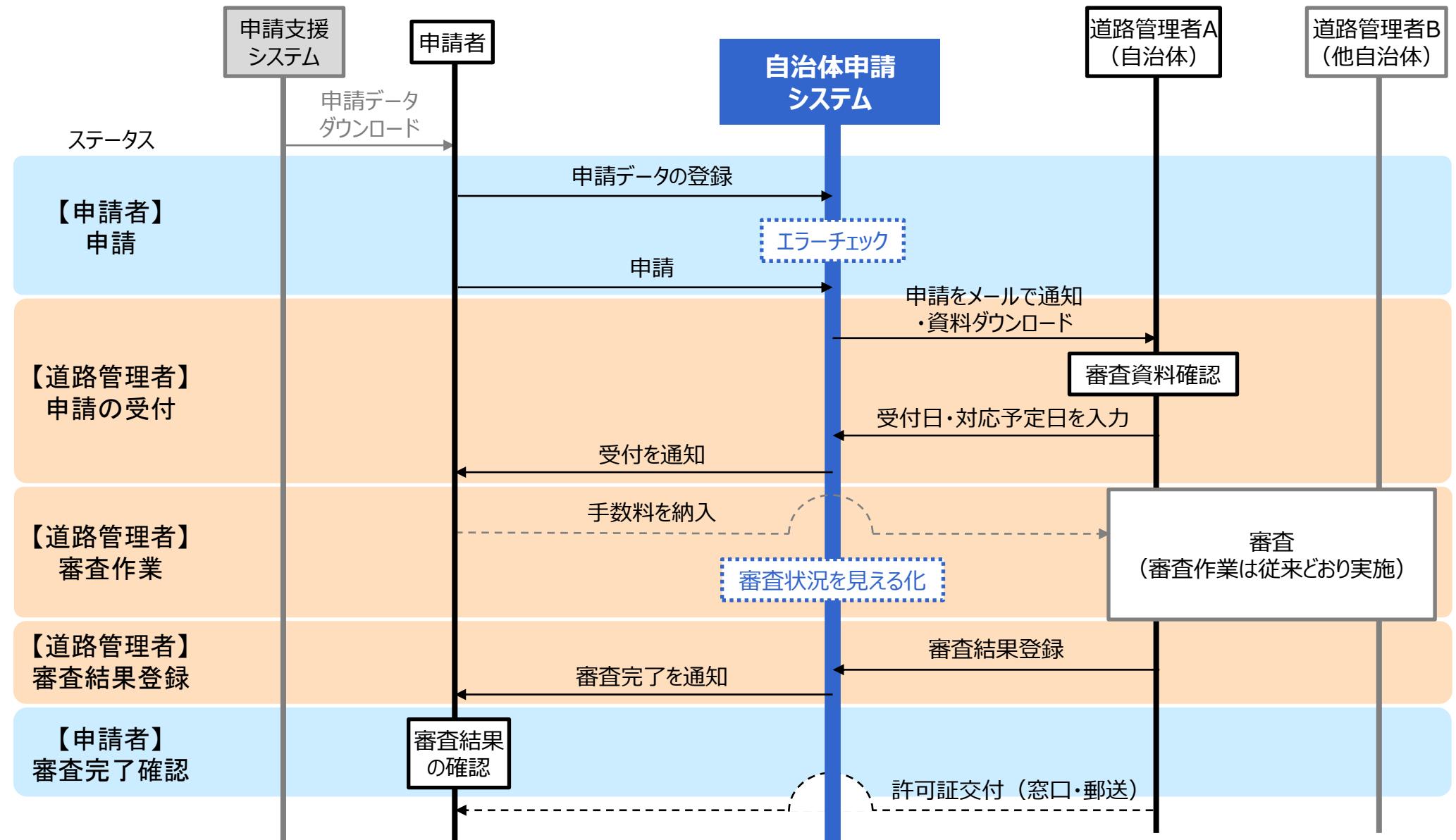
- 既存の申請書データ等の活用とオンライン化による自治体における審査作業の迅速化・効率化
 - 大量・大容量のデータや様々なファイルの送受信の実現による審査作業の効率化
 - 審査状況の見える化による道路管理者と申請者間での問い合わせ対応の負担軽減
 - 許可証の発行作業の効率化※
 - 申請者の申請手続きの負担軽減
- ※許可証は窓口交付、または紙での郵送等とする。
(将来的には電子データでの発行も想定)

システム利用上の留意点

- 一部の自治体で審査時の手数料徴収にかかる制度（条例等）の変更が検討されていることから、本システムでは手数料について扱わない

1-2. 自治体申請システムの処理イメージ

- システムで簡易的にエラーチェックを行うことで、書類不備や申請時のミス・間違いを防止
- 申請受付や申請状況を見える化することで、道路管理者と申請者間での問い合わせ対応の負担軽減



1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項

- 本システムは、地方公共団体等に対する特殊車両通行許可申請をオンラインで行うことができるものです。

1) 対象となる申請について

申請する経路中に、一部でも国が管理する道路(直轄国道)を含む場合は、従来どおり、国の窓口に対し、オンライン申請していただくよう、お願ひいたします。

ただし、国への申請が不要で都道府県等で完結する申請の場合は、本システムをご利用いただけます(例:新規格車の申請などの従来都道府県の窓口にて申請されていたもの)。

2) 申請可能な地方公共団体について

本システムを利用して、オンラインで申請できる地方公共団体は、現時点では一部に限られています

(順次、申請可能な地方公共団体が追加され次第、PRサイトにてお知らせします。)

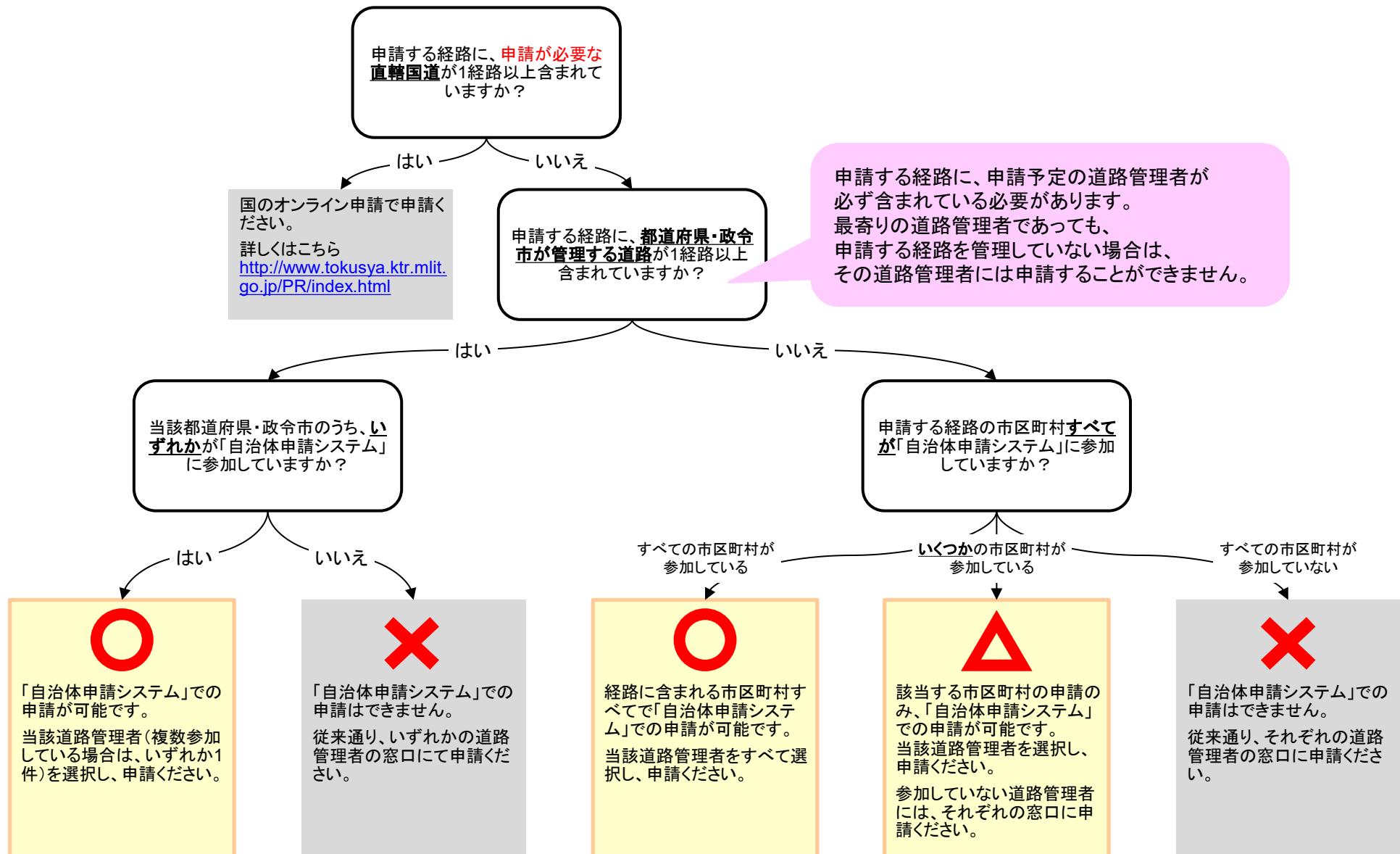
3) 利用登録について

本システムの利用にあたり必要となる利用登録は、必ず申請先の地方公共団体が本サービスの対象となっていることを確認してから行うよう、お願ひいたします。

4) 一括申請にかかる手数料について

複数の道路管理者への特殊車両通行許可申請で発生する手数料の納付方法については利用申請先の自治体の指示に従ってください。

○以下のフローに当てはまる申請は、本システムを活用できます。



2. 自治体申請システムを利用するための準備

1) パソコン、ネットワーク環境

OS	● Windows11 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
ブラウザ	● Microsoft Edge ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
モニター解像度	● 1366×768以上 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
ネットワーク環境	● インターネット接続が可能な環境が必要です。
必要な周辺機器	● 申請する未収録道路の路線図を、画像・PDFデータ化するスキャナーが必要です。

■操作上のご注意■

Webブラウザを利用して操作を行いますが、以下の機能は使用しないでください。

- 戻るボタン
エラーの原因となります。前画面に戻りたい場合は、画面上に表示される戻るボタンを使用してください。
- ブラウザの拡大・縮小機能
拡大・縮小を選択すると表示項目がズレる可能性があります。拡大は100%のサイズでご利用ください。
- タブブラウザ
タブブラウザ機能は使用しないでください。
- 本システムは、同じユーザIDを用い、複数のパソコンやブラウザでログインすることはできません。
先にログインしたパソコン・ブラウザが自動でログアウトされます。
- 本システムは、60分間操作を停止すると自動でログアウトされます。操作を一時中断する場合には必ず一時保存してください。

2-2. 自治体申請システムへのアクセス

1) システムURLとシステムメールアドレス

■ システムURL

- ・また、インターネット接続ユーザ向けのURLにアクセスしますと、以下の画面が表示されます。

(インターネット接続ユーザ)

URL : https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/

■ システムメールアドレス

- ・本システムからの各種通知は以下のメールアドレスより、本システムにご登録いただいたアドレス宛に送信されます。

Mail : ktr-tokusya-jichitai@ki.mlit.go.jp

2-3. このドキュメントについて

1)自治体申請システムマニュアル内の表記

5-4. 審査内容の確認

1)申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移する

○申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移します

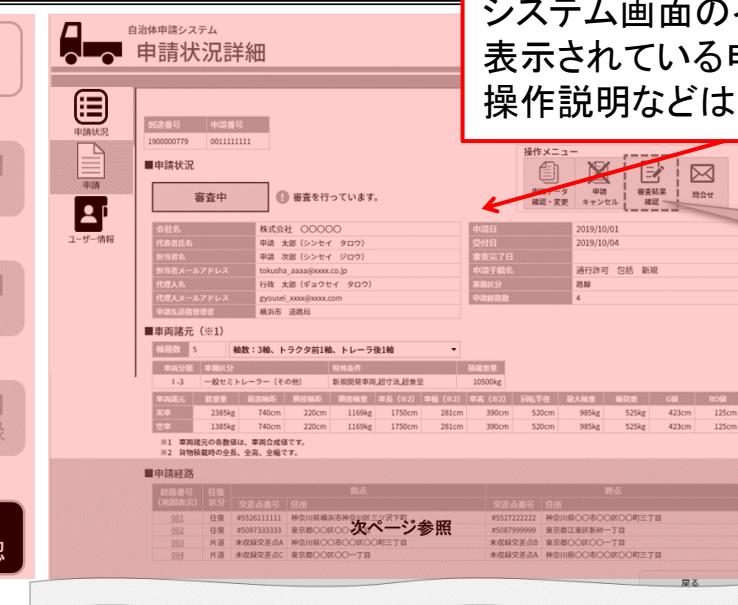
申請～審査完了までの流れを表示しています。

システム画面のイメージを表示しています。
表示されている申請内容は実際とは異なります。
操作説明などは吹き出しで表示しています。

①審査結果確認画面に遷移します。

申請状況が「審査完了」「審査中止」「差し戻し」の場合のみ遷移できます。

縦に長い画面は、複数ページで説明しています。



35

吹き出しの種類



その画面で行う操作を説明します



その画面の補足情報を説明します



その画面で留意すべきポイントを説明します



画面上で行う特殊な操作を説明します

2-4. 全画面の共通仕様について

1)全画面での共通の仕様について

自治体申請システム

機能名

機能名が表示されます。

トップページ ログアウト

申請状況

申請

ユーザー情報

トップメニューにある各種メニューへ遷移できます。

トップページへ遷移できます。

ログアウトすることができます。

ヘ フィルター条件

「ヘ」や「▽」のマークがある箇所は、クリックすることで表示/非表示を切り替えられます。

■添付資料

<input type="checkbox"/>	資料名
<input type="checkbox"/>	申請データ.tks
<input type="checkbox"/>	申請書.pdf
<input type="checkbox"/>	未収録経路図.pdf
<input type="checkbox"/>	自動車検査証の写し.pdf
<input type="checkbox"/>	委任状.pdf
<input type="checkbox"/>	申請経路チェック結果.csv

■添付資料

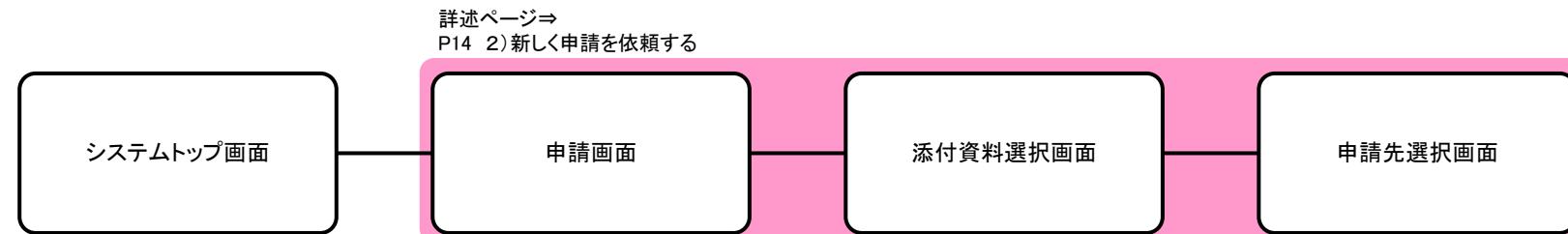
<input checked="" type="checkbox"/>	資料名
<input checked="" type="checkbox"/>	申請データ.tks
<input checked="" type="checkbox"/>	申請書.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	未収録経路図.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車検査証の写し.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	委任状.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	申請経路チェック結果.csv

タイトル行にチェックボックスがある箇所は、クリックすることで一括選択/解除ができます

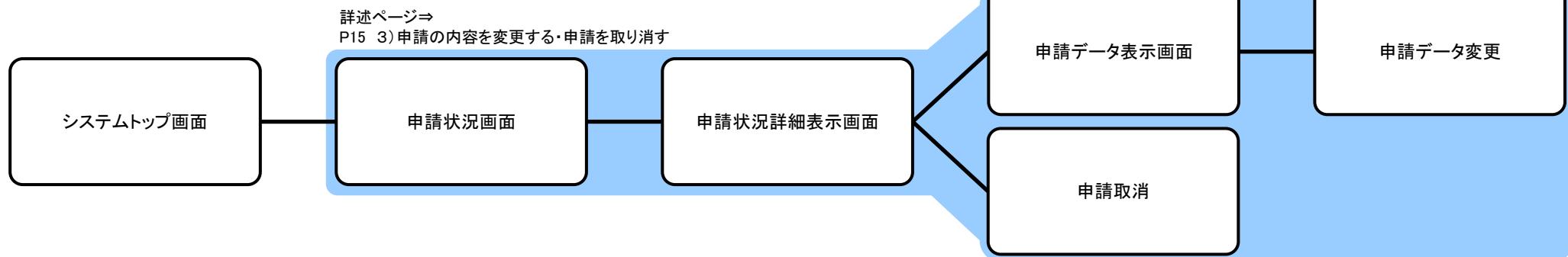
2-5. 主機能の画面遷移について

1) 画面遷移概要

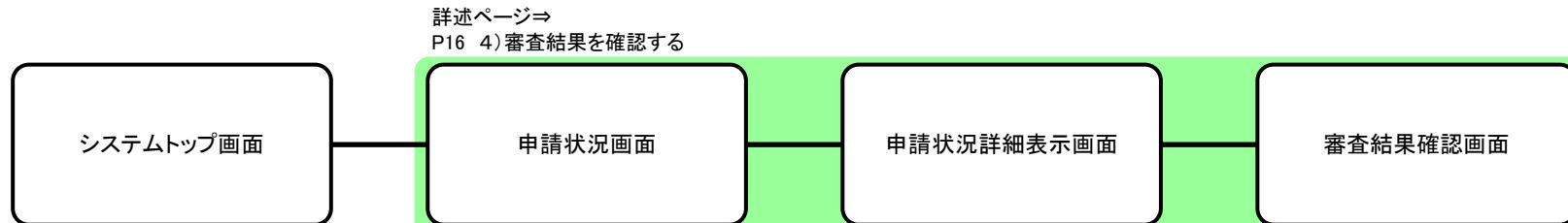
新しく申請を依頼する



申請を変更する・申請を取り消す



審査結果を確認する



2-5. 主機能の画面遷移について

2) 新しく申請を依頼する

申請画面

tksデータ、tkszデータを読み込む画面です。

添付資料選択画面

申請に添付する各種資料をアップロードする画面です。

申請先選択画面

申請先の道路管理者を選択する画面です。

詳しくは、「5. 申請者による道路管理者への申請」をご確認ください

2-5. 主機能の画面遷移について

3) 申請を変更する・申請を取り消す

申請状況画面

申請が表示される画面です。

申請状況詳細画面

申請した内容を表示する画面です。

申請データ表示画面

当該申請の申請内容を表示する画面です。

申請状況が「受付待ち」「差戻し」であれば、申請データを変更できます (⇒P42・46～50詳述)

2-5. 主機能の画面遷移について

4) 審査結果を確認する

申請状況画面

申請が表示される画面です。

自動申込システム
申請状況

戻る ログアウト

新規登録		
登録番号	000000000000	
書類状況	未提出待ち	
審査状況	審査未了	
審査完了	審査完了	
<input checked="" type="checkbox"/> 既に提出済みのドキュメントを押しながらクリックすると、複数件をまとめて提出できます。		
申請番号	000000000000	
申請日	2023/01/01	2023/01/01
申請先:運送管理課		
<input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="送信"/>		

審査状況

新規登録 (0)
審査中 (15)
審査未了 (7)
審査完了 (7)

登録番号	顧客名	申請種別	申請日	受付日	審査完了日
J33000011	新進商事	0010007219	2023/01/03	2023/01/03	2023/01/03
J33000106	新進商事	0020003070	2023/01/16	2023/01/16	2023/01/16
995100101	新進商事	5501000001	2021/02/01	2021/02/01	2021/02/15
995100102	新進商事	5501000002	2021/02/01	2021/02/01	2021/02/15
995100103	新進商事	5501000003	2021/02/01	2021/02/01	2021/02/15
995100104	新進商事	5501000004	2021/02/01	2021/02/01	2021/02/15
995100105	新進商事	5501000005	2021/02/01	2021/02/01	2021/02/15
995100106	新進商事	5501000006	2021/02/01	2021/02/01	2021/02/15
995100107	新進商事	5501000007	2021/02/01	2021/02/01	2021/02/15
995100108	新進商事	5501000008	2021/02/01	2021/02/01	2021/02/15

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

申請状況詳細画面

申請した内容を表示する画面です。

審査結果が出るまでは、遷移できません。

クリック

審査結果確認画面

審査結果を表示する画面です。

詳しくは、「6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認」をご確認ください

3. 申請データの準備

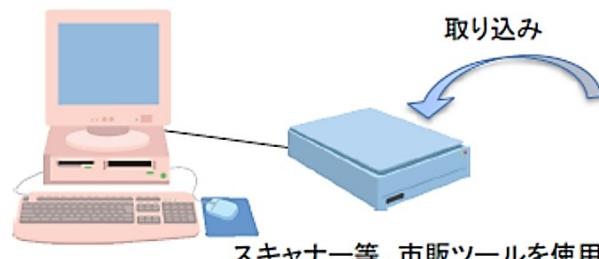
3-1. 提出書類の電子データ化

○(車両の通行の許可の手続き等を定める省令第6条などの)提出書類を電子データで用意します。

提出書類一覧

書類名	ファイル形式	資料準備方法
1 申請書(様式第一を含む)	pdfファイル	1枚目の申請書(頭紙)の道路管理者欄に申請先の自治体名を記載し、スキャニングしたもの (申請書の押印要否は、申請先自治体に確認してください。)
2 申請データ	tkx/tkszファイル	申請支援システムで作成およびダウンロードするファイル
3 自動車検査証の写し	pdf、jpeg、gifなどの形式	スキャニングしたもの。ただし、自動車検査証の写しが無い場合は、車両の実測結果資料、メーカーカタログ、保安基準緩和認定の写しなど車両諸元が確認できる書類を代用してもかまいません。
付属書類 4 未収録経路図 (未収録区間を含む場合)	pdf、jpeg、gifなどの形式	未収録区間を明示した経路図をスキャニングしたもの
5 軌跡図(超寸法車両のみ)	pdf、jpeg、gifなどの形式	軌跡図をスキャニングしたもの
6 委任状(代理人申請の場合)	pdf、jpeg、gifなどの形式	押印しスキャニングしたもの
7 申請経路チェック結果 (道路管理者に求められる場合)	csv(またはpdfなど)の形式	申請経路の道路管理者が分かるような参考資料 例:C・D条件及び個別審査箇所一覧 等
8 その他道路管理者が要求する書類	pdf、jpeg、gifなどの形式	事前に把握される書類等(別途指示される場合あり)

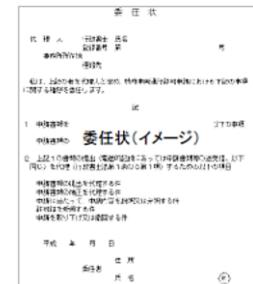
【注意】基本的には自治体オンライン提出用サイトではファイルの分割送信や別送は行えません。



**添付書類
データ**

送信可能な添付ファイルの拡張子は、「.tiff」、「.pdf」、「.jpeg」、「.gif」などが利用できます。

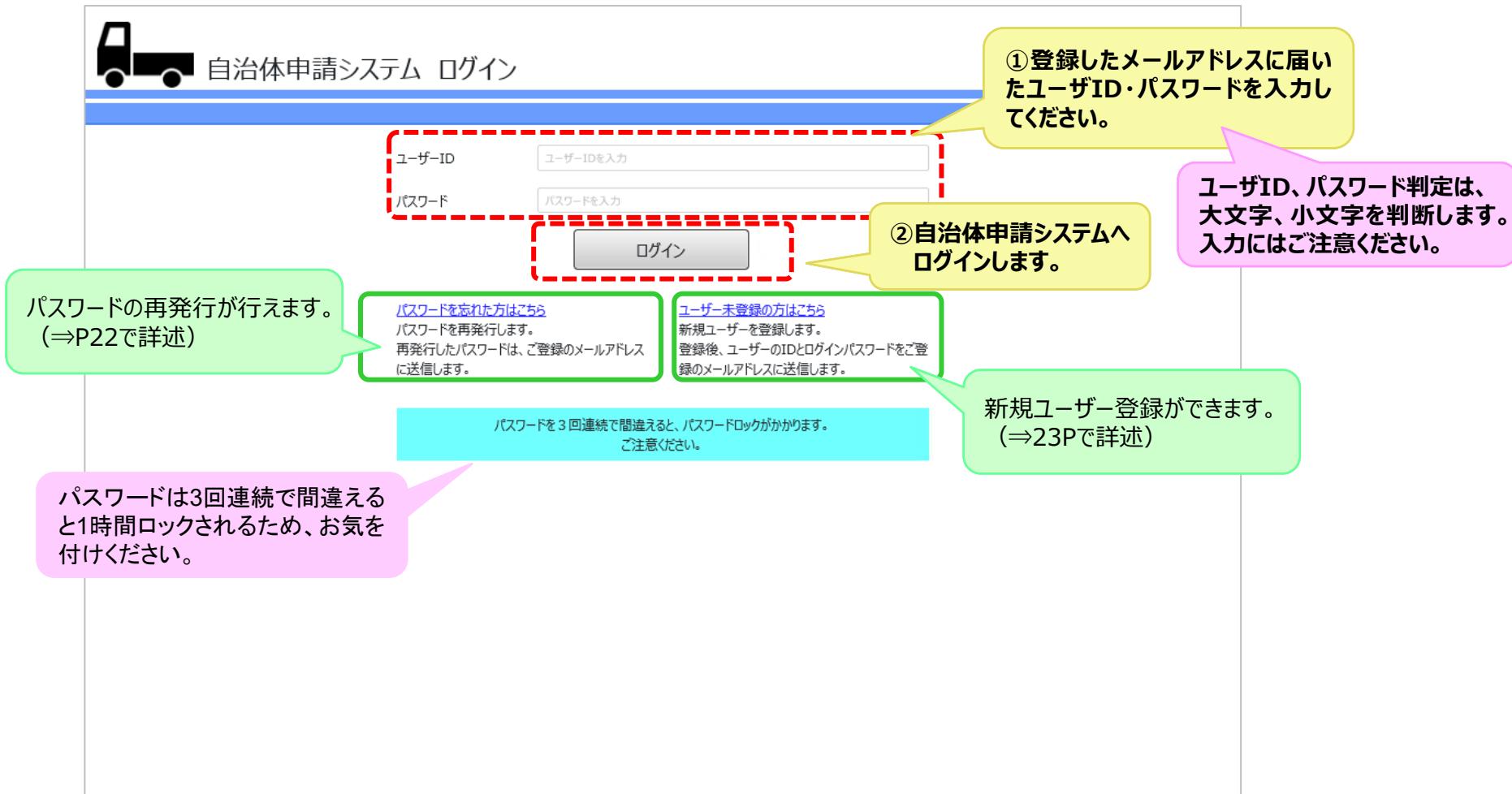
※スキャニング後のファイル名式は問いません。



4. 自治体申請システムにログインする

1)自治体申請システムにログインする

○登録済みのユーザID、パスワードを入力することで、
自治体申請システムにログインすることができます。



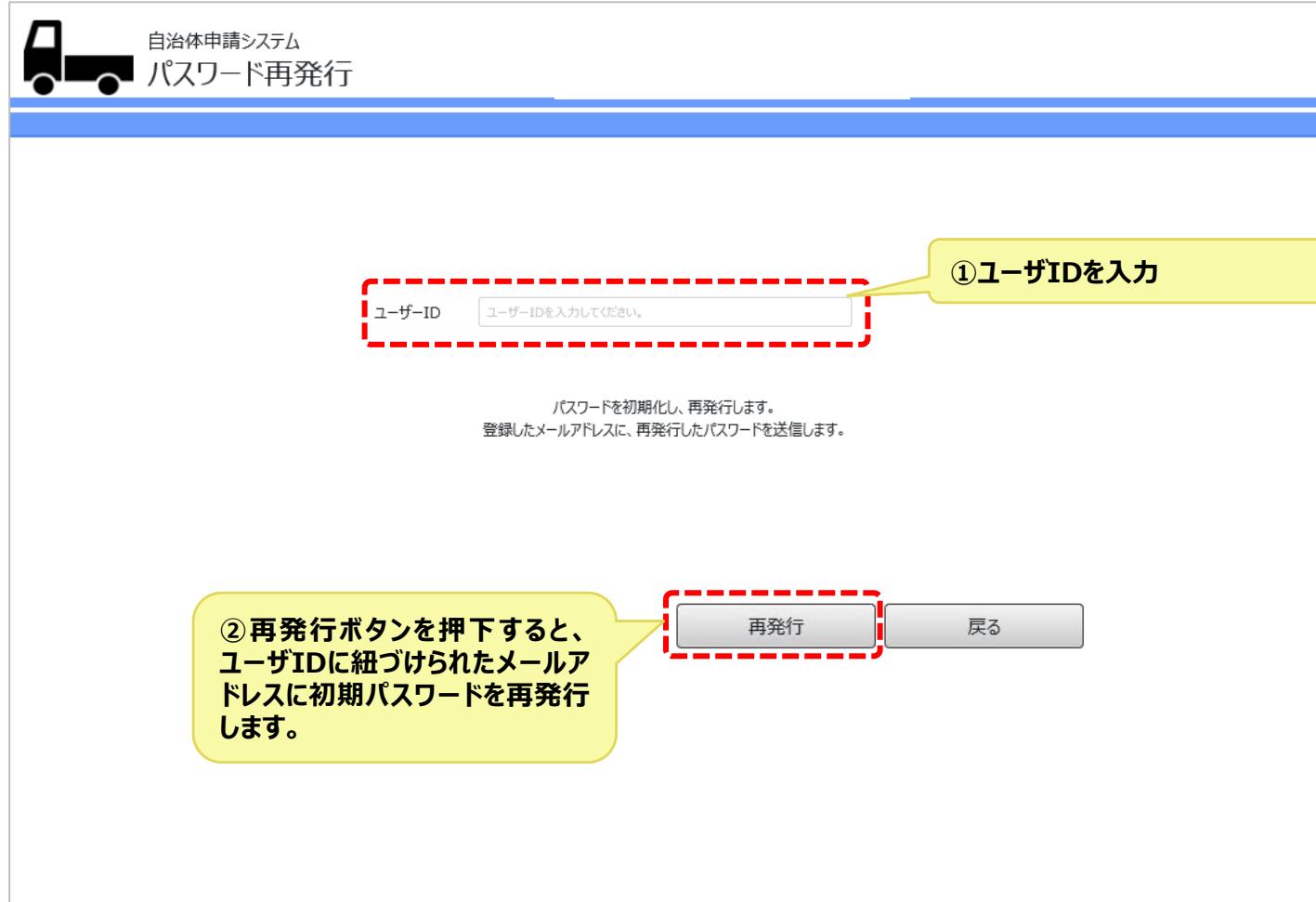
2) システムトップ画面を確認する

- 自治体申請システムのトップ画面には、各機能へのリンクのほか、システムに関するメンテナンス情報が表示されます。



1) パスワードの再発行

○ログインパスワードを紛失した場合は、ユーザーIDでパスワードの再発行ができます。



自治体申請システム
パスワード再発行

ユーザーID ユーザーIDを入力してください。

パスワードを初期化し、再発行します。
登録したメールアドレスに、再発行したパスワードを送信します。

①ユーザIDを入力

②再発行ボタンを押下すると、
ユーザIDに紐づけられたメールア
ドレスに初期パスワードを再発行
します。

再発行 戻る

1) 新規ユーザーを作成する(1/2)

○自治体申請システムで使用するアカウント情報を登録できます。

自治体申請システム
新規ユーザー登録

「*」付きの項目は必須入力です。

申請者区分

本人 代理人

新規ユーザーが申請者本人か、代理人かを選びます。

申請会社情報入力

法人区分* その他(なし)

会社名* 法人区分を省略した会社名を入力してください。

代表者名(漢字)*

代表者名(カナ)*

郵便番号* 000 - 0000 住所自動設定

住所(都道府県)* (都道府県を選択) 市区町村を入力してください。

(市区町村)* 市区町村を入力してください。

(丁目番地)* 丁目番地を入力してください。

(ビル名)

電話番号* 市外局番 - 局番 - 番号

* の項目は必須入力です。

申請担当者情報入力

部署*

担当者名(漢字)*

担当者名(カナ)*

電話番号* 市外局番 - 局番 - 番号

FAX番号* 市外局番 - 局番 - 番号

メールアドレス* 例) xxxxxxxx@xxx.co.jp

申請代理人情報入力

代理人区分* (※1) その他

次ページ参照

戻る

1) 新規ユーザーを作成する(2/2)

○自治体申請システムで使用するアカウント情報を登録できます。

申請担当者情報入力

部署*

担当者名（漢字）*

担当者名（カナ）*

電話番号*

市外局番	局番	番号
------	----	----

FAX番号

市外局番	局番	番号
------	----	----

メールアドレス*

前ページ参照

申請代理人情報入力

代理人区分*（※1）

その他	▼
-----	---

続柄を入力してください

行政書士登録番号（※2）

代理人名（漢字）*

代理人名（カナ）*

郵便番号*

000	0000	住所自動設定
-----	------	--------

住所（都道府県）*

(市区町村) *	▼
----------	---

(都道府県を選択)

(市町村) *

(丁目番地) *

(ビル名)

電話番号*

市外局番	局番	番号
------	----	----

FAX番号

市外局番	局番	番号
------	----	----

メールアドレス*

申請者区分が「代理人」の時のみ表示されます。

入力されたメールアドレスは
ユーザーIDとパスワードを
(⇒P62詳述)

①入力された内容でアカウントを
ユーザ情報画面に遷移します。

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、続柄の入力が必須となります。
※2 代理人区分に「行政書士登録番号」を選択した場合、登録番号の入力が必須となります。

[登録](#) [戻る](#)

新規ユーザー登録が代理人であった場合、申請担当者情報にメールアドレスを登録しますが、申請に関連する本システムからの通知は、代理人のメールアドレスのみに送信されます。

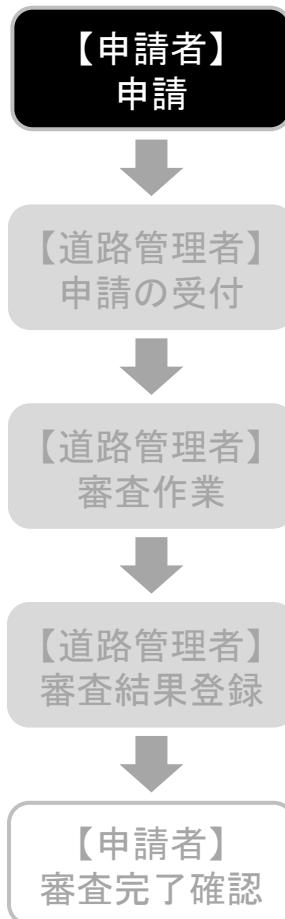
複数企業の申請代理人の場合、
申請企業それぞれで新規ユーザ登
録をお願いします。
電話番号・メールアドレスなどは重
複していても構いません。

5. 申請者による道路管理者への申請

5-1. 申請する

1) システムトップ画面から申請画面へ遷移する

○システムトップ画面から、申請画面へ遷移します。



2) 申請データを自治体申請システムに読み込ませる

○申請支援システムで作成したデータを用い、依頼する申請を作成できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



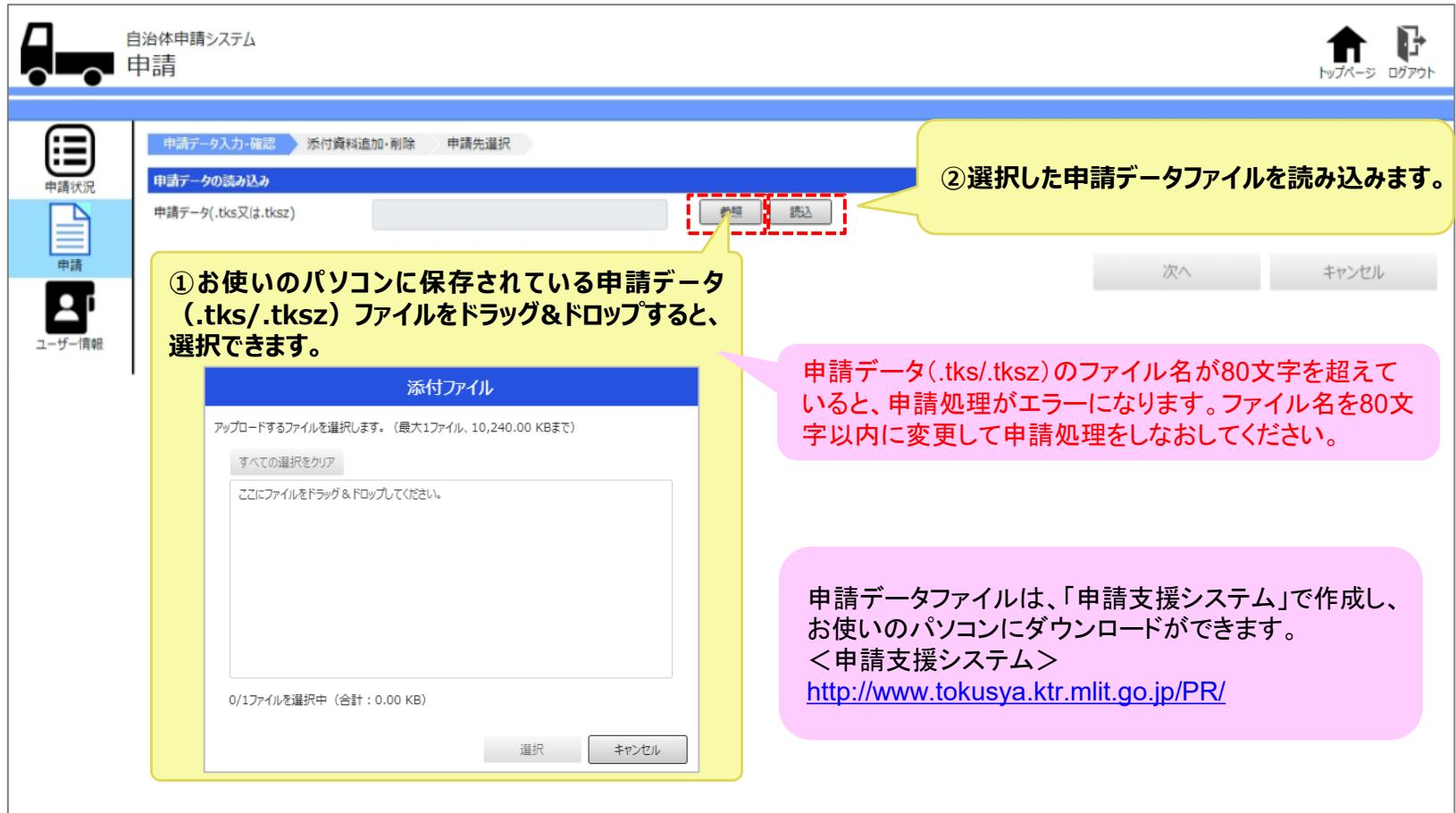
【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認



自治体申請システム
申請

申請データ入力・確認 添付資料追加・削除 申請先選択

申請データの読み込み
申請データ(.tks又は.tksz)

①お使いのパソコンに保存されている申請データ(.tks/.tksz)ファイルをドラッグ&ドロップすると、選択できます。

添付ファイル
アップロードするファイルを選択します。(最大1ファイル、10,240.00 KBまで)
すべての選択をクリア
ここにファイルをドラッグ & ドロップしてください。

0/1ファイルを選択中 (合計: 0.00 KB)

選択 キャンセル

②選択した申請データファイルを読み込みます。

申請データ(.tks/.tksz)のファイル名が80文字を超えて
いると、申請処理がエラーになります。ファイル名を80文
字以内に変更して申請処理をしなおしてください。

申請データファイルは、「申請支援システム」で作成し、
お使いのパソコンにダウンロードができます。
<申請支援システム>
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

5-1. 申請する

3) 読み込んだ申請データを確認する(1/2)

○申請データに登録されている内容が確認できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム
申請

申請データ入力・確認 添付資料追加・削除 申請先選択

申請データの読み込み
申請データ(.tks又は.tksz)
3001AIJ_0018366908.tks
登録 読込

申請データの確認

■受付情報
申請番号 申請日
0018366908 2023/12/27

■申請情報
申請種別 申請区分
普通 新規 更新・変更情報
前回到達番号 前回申請番号 変更理由

■申請者情報
申請会社
会社名 あああ
代表者名 山田 太郎(ヤマダ タロウ)
郵便番号 330-9724
住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館
電話番号 048-601-3151
申請担当者
部署名 関東地方整備局
担当者名 山田 太郎
電話番号 048-601-3151
FAX番号
メールアドレス yamada.taro@gmail.com
代理人
代理人区分
行政書士登録番号
代理人名
郵便番号
住所
電話番号
FAX番号
メールアドレス

■積載貨物
積載荷物 分類 品名 貨物寸法
車両(自走式) その他(農耕用) 幅 150 cm 高さ 150 cm 長さ 200 cm

■車両諸元(※1)

次ページ参照

別な申請データに差し替えるときは、ここから再度申請データを選択・読み込みができます。
※「読み込み」ボタンの押し忘れ注意！

申請データに登録されている内容が表示されます。

自治体申請システム
申請

申請データ入力・確認 添付資料追加・削除 申請先選択

申請データの読み込み
申請データ(.tks又は.tksz)
3001AIJ_0018366908.tks
登録 読込

申請データの確認

■受付情報
申請番号 0018366908 申請日 2023/12/27

■申請情報
申請種別 申請区分
普通 新規 更新・変更情報
前回到達番号 前回申請番号 変更理由

■申請者情報
申請会社
会社名 あああ
代表者名 山田 太郎(ヤマダ タロウ)
郵便番号 330-9724
住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館
電話番号 048-601-3151
申請担当者
部署名 関東地方整備局
担当者名 山田 太郎
電話番号 048-601-3151
FAX番号
メールアドレス yamada.taro@gmail.com
代理人
代理人区分
行政書士登録番号
代理人名
郵便番号
住所
電話番号
FAX番号
メールアドレス

■積載貨物
積載荷物 分類 品名 貨物寸法
車両(自走式) その他(農耕用) 幅 150 cm 高さ 150 cm 長さ 200 cm

■車両諸元(※1)

次ページ参照

5-1. 申請する

3) 読み込んだ申請データを確認する(2/2)

○申請データに登録されている内容が確認できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

前ページ参照

申請データに登録されている内容が表示されます。

軸種数に応じて、それぞれの軸種に対する車両諸元の表示が可能です。

①添付資料選択画面に遷移します。

代理	代理人名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス							
積載貨物													
積載荷物	分類	品名	荷物寸法										
積載荷物		その他(食料品)	幅	高さ	長さ								
車両(自走式)		150 cm	150 cm	200 cm									
車両諸元(※1)													
軸種数	1	軸数:2軸、トラクタ前1軸											
車両分類	車両区分	特殊条件	積載重量										
トラック	※1軸車両(単車)	10,000 kg											
牽引区分	台数	車両名	車両形式	車両番号									
単車・トラクター	1	ふそう	XXXX	横浜11115555									
第1トレーラー	-	-	-	-									
第2トレーラー	-	-	-	-									
車両諸元	積重量	最短軸距	最大軸距	最短軸重	車長(※2)	車幅(※2)	車高(※2)	回転半径	最大軸重	軸荷重	G値	RO値	
実車	20,170 kg	500 cm	500 cm	20,170 kg	600 cm	300 cm	300 cm	1,190 cm	11,000 kg	5,500 kg	200 cm	0 cm	
空車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
※1 車両諸元の各数値は、車両合成値です。 ※2 貨物積載時の全長、全高、全幅です。													
申請経路情報	申請経路数	進行区分	進行開始日	進行終了日									
	4	往復	2020/01/20	2021/07/19									
経路番号	往復区分	起点			終点								
		交差点番号	住所	交差点番号	住所								
001	往復	#5339469143	東京都墨田区東池袋四丁目	#5339152265	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目								
002	往復	#5339360465	東京都江東区新木場一丁目10-9 DHL	#5339362766	東京都江東区辰巳二丁目8-10 未収録								
003	往復	#5339360465	東京都江東区新木場一丁目10-9	#5339360739	東京都江東区辰巳一丁目9								
004	往復	#5339360465	東京都江東区新木場一丁目10-9	#999999	東京都江東区豊洲六丁目3 豊洲ぐる公園公衆トイレ								

The screenshot shows the 'Attached Documents Selection' screen. It displays a list of documents with their file names and preview images. A specific document is highlighted with a blue dashed box, showing its preview and details.

5-1. 申請する

4) 提出資料を添付する(1/2)

○申請に必要な提出資料を自治体申請システムから提出できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム
添付資料追加・削除

申請データ入力・確認 添付資料追加・削除 申請先選択

必須提出資料
申請に必要な資料をアップロードしてください。(許容拡張子 : tif/tiff/jpg/jpeg/png/gif/pdf)

資料
 特殊車両通行許可・認定申請書*
 自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類*

資料名: 特殊車両通行許可申請.pdf
拡張子: pdf
サイズ: 563.27 KB
[削除]

その他提出資料
道路管理者からの指定や審査に必要な資料をアップロードしてください。

ファイル選択 (許容拡張子 : bin/tif/tiff/jpg/jpeg/png/gif/pdf)

資料名
 一般旅団
 勘跡図
 未収録経路 (付近図)
 委任状
 車両登録証明書

■提出書類一覧
資料
申請データ
特殊車両通行許可・認定申請書
自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類
一般旅団自動車運送事業の免許証
未収録経路 (付近図)
委任状の写し
勘跡図
※上記以外に、道路管理者の求めに応じて資料添付が必要となります。

補足説明
申請データ入力時に添付するファイル又はtkszファイル。(本システムでは読み込み済みの為、添付は不要です。)
申請データ入力時に添付する書類の添付が必要となります。
申請書の押印要否は、申請先自治体に確認してください。
原則として自動車検査証の写しの添付が必要です。
ただし、自動車検査証の写しが無い場合は、車両の実測結果資料、メーカーカタログ、保安基準値和認定の写しなど車両の諸元が確認できる書類を添付してください。
道路運送法による一般旅団自動車運送事業の免許を受けている場合に添付が必要となります。
道路情報便覧未収録経路が申請経路に含まれている場合に添付が必要となります。
道路情報便覧未収録経路が申請経路に含まれている場合に添付が必要となります。
代理人事業の場合は押印した資料の添付が必要となります。
申請車両が超寸法車両の場合に添付が必要となります。

[次へ] [戻る]

①お使いのパソコンに保存されている必須提出資料のファイルを添付（アップロード）します。

1ファイル10MB以下、全ファイル合計50MB以下までとなります。

「自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類」には、申請対象のすべての車両に対する情報を1つのファイルに保存して、登録してください。

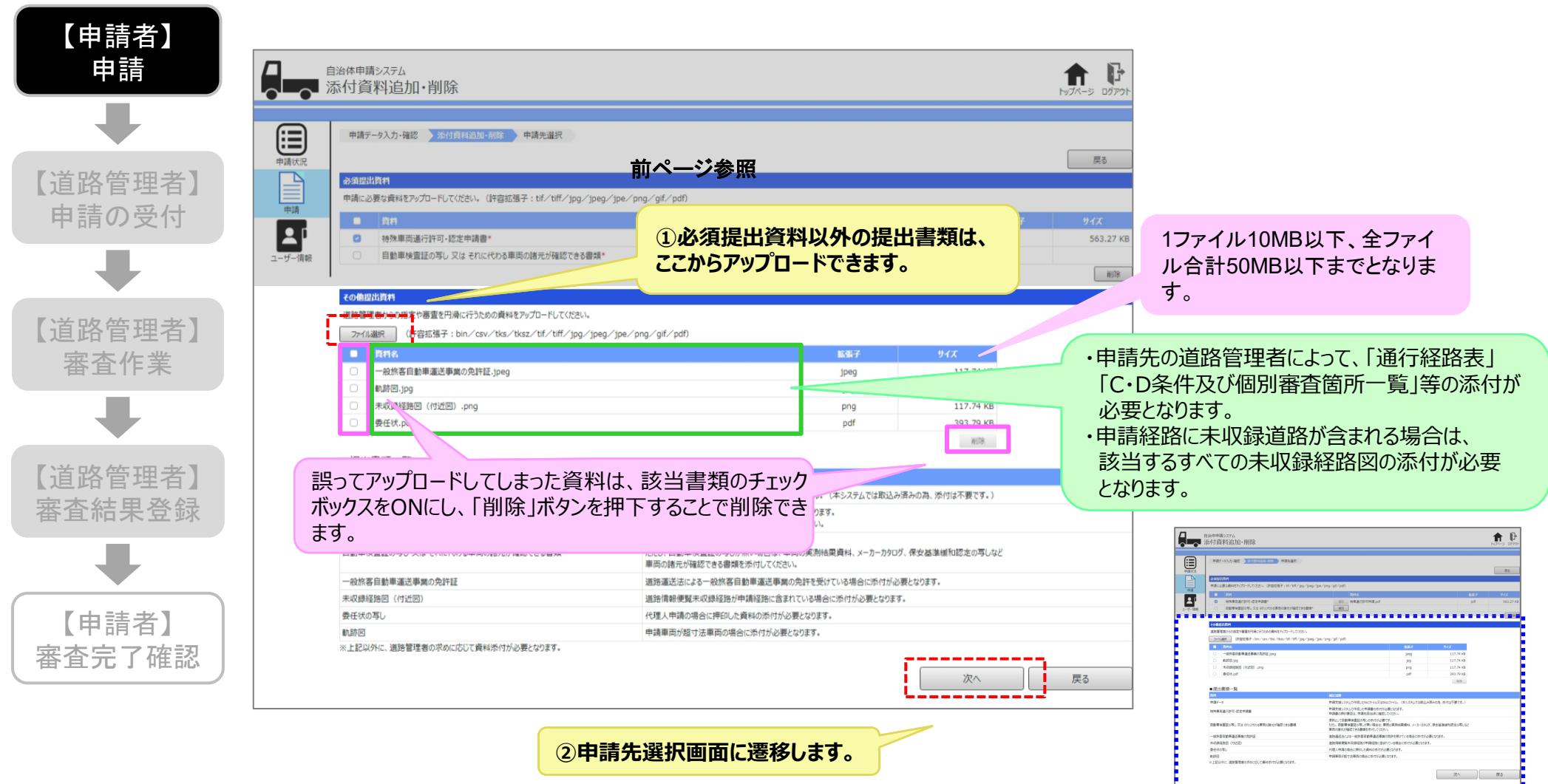
添付資料追加・削除

添付資料一覧
資料
申請データ
特殊車両通行許可・認定申請書
自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類
一般旅団自動車運送事業の免許証
未収録経路 (付近図)
委任状の写し
勘跡図
※上記以外に、道路管理者の求めに応じて資料添付が必要となります。

添付資料一覧
資料
申請データ
特殊車両通行許可・認定申請書
自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類
一般旅団自動車運送事業の免許証
未収録経路 (付近図)
委任状の写し
勘跡図
※上記以外に、道路管理者の求めに応じて資料添付が必要となります。

4) 提出資料を添付する(2/2)

○申請に必要な提出資料を自治体申請システムから提出できます。
任意の



5-1. 申請する

5) 申請先を選択する(1/2)

○申請を提出する道路管理者を選択できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

申請先の道路管理者が表示されない場合は、追加することができます。
(⇒P34詳述)

自治体申請システム
申請先選択

申請データ入力・確認 > 添付資料追加・削除 > 申請先選択

申請先道路管理者の選択

この申請は、都道府県または政令指定都市への一括申請対応です。
市区町村では申請を受け付けることができません。

● 都道府県等が管理する区間を含む申請

以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者を1つ選択してください。

候補を追加	選択	管理者区分	道路管理者	オンライン申請対応状況
	<input type="radio"/>	都道府県	福島県 会津若松建設事務所	申請できます。
	<input checked="" type="radio"/>	政令指定都市	神奈川県 横浜市	申請できます。
	<input type="radio"/>	道路公社	福島県道路公社	申請できます。
	<input type="radio"/>	道路公社	埼玉県道路公社	申請できます。

この町村が管理する区間のみの申請

以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者を1つ選択してください。

候補を追加	選択	道路管理者	次ページ参照
	<input type="checkbox"/>	埼玉県 川口市	
	<input type="checkbox"/>	東京都 中央区	
	<input type="checkbox"/>	東京都 江東区	

申請先の道路管理者が、都道府県、政令指定都市、地方道路公社、高速道路公社の場合はこちらを選択してください。

申請経路に応じた諸注意が表示されます。

国直轄の国道を経路に含む場合、従来の申請支援システムを利用するよう警告が表示されますが、新規格車の申請などで国への申請が不要な場合は、本システムで都道府県等に申請していただいて問題ありません。

申請データに含まれる都道府県、政令指定都市、地方道路公社、高速道路公社が表示されます。
この中から申請先を選択してください。

オンライン申請対応状況を表示します。
本内容を確認してオンライン申請に対応した申請先のみを選択して申請ください。
※オンライン申請に対応していない自治体へ申請が必要な場合は、各自治体の窓口へ申請してください。

自治体申請システム
申請先選択

申請データ入力・確認 > 添付資料追加・削除 > 申請先選択

申請先道路管理者の選択

以下の選択肢が表示される場合は、申請対応していません。
一括申請で複数の選択肢が表示される場合は、申請対応していません。
※複数選択肢がある場合は、申請対応していません。

※申請対応する場合は、申請対応する道路管理者を1つ選択してください。

選択肢	選択肢の管理者	オンライン申請対応状況
<input type="checkbox"/>	都道府県	申請できません。
<input checked="" type="checkbox"/>	政令指定都市	申請できません。
<input type="checkbox"/>	道路公社	申請できません。
<input type="checkbox"/>	地方道路公社	申請できません。

この町村が管理する区間のみの申請

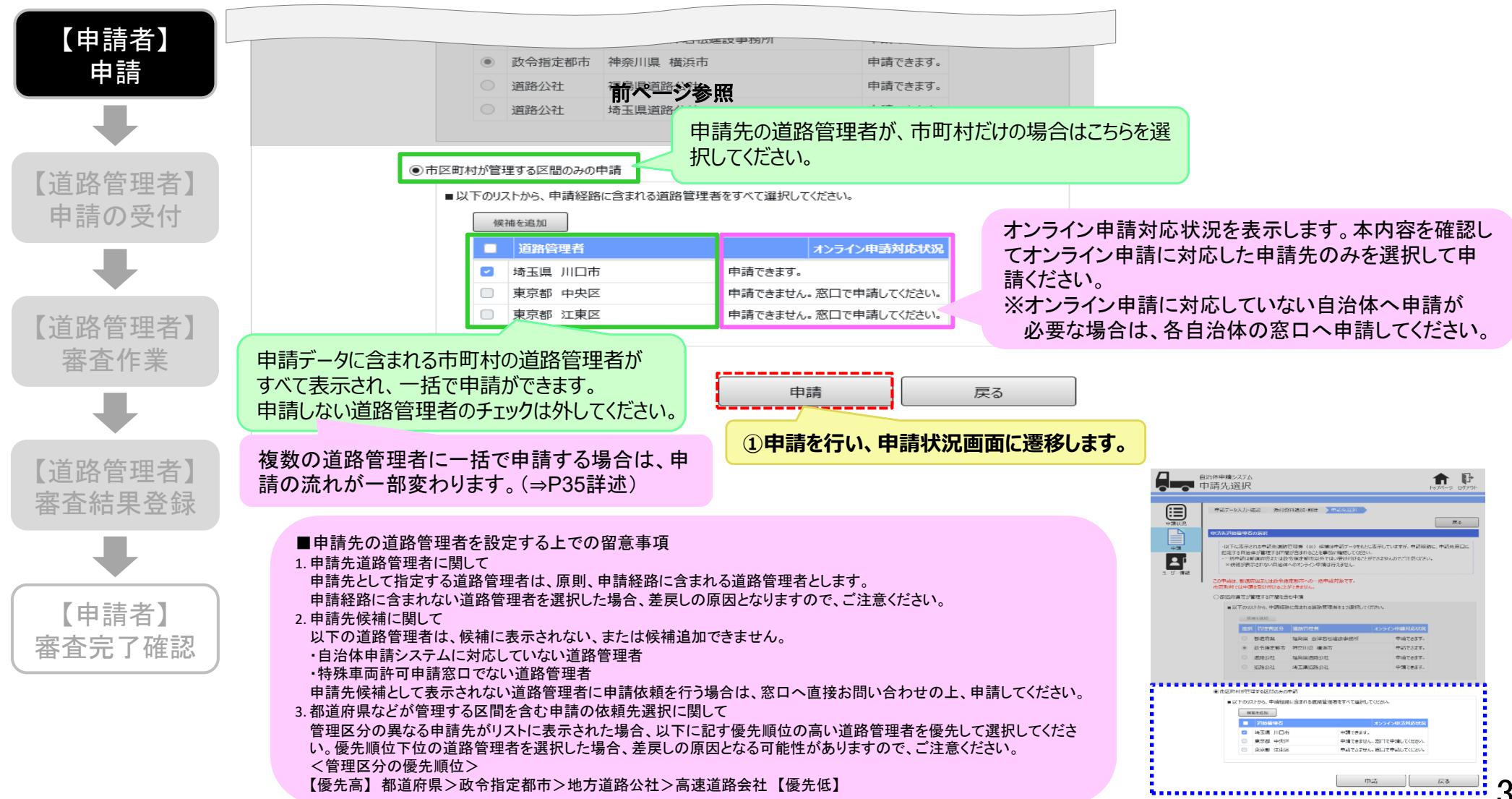
以下の選択肢が表示される場合は、申請対応していません。

※申請対応する場合は、申請対応する道路管理者を1つ選択してください。

選択肢	選択肢の管理者	オンライン申請対応状況
<input type="checkbox"/>	埼玉県 川口市	申請できません。
<input type="checkbox"/>	東京都 中央区	申請できません。
<input type="checkbox"/>	東京都 江東区	申請できません。

5) 申請先を選択する(2/2)

○申請を提出する道路管理者を選択できます。



5-1. 申請する

6) 申請先を追加する

○申請を提出する道路管理者を手動で追加できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

①申請者の管理区分を選択すると、管理者名が表示されます。

②管理者を選択すると、管理事務所が表示されます。

③追加する管理事務所を選択します。

管理事務所を選択しないと、申請先は追加できません。

北海道 旭川市

選択 閉じる

申請する経路に、申請予定の道路管理者が必ず含まれている必要があります。
最寄りの道路管理者であっても、
申請する経路を管理していない場合は、
その道路管理者には申請することができません。

④選択した管理事務所を追加し、元の画面に戻ります。

自治体申請システムに対応していない道路管理者は、表示されません。
自治体申請システムに対応している道路管理者の一覧は、
下記URLに公開しています。
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

5-2. 複数の申請先に一括で申請する

1) 複数の申請先に一括で申請する場合

○複数の申請先に一括で申請した場合は、申請内容の変更・再申請（申請内容を変更し申請しなおすこと）はシステム上で行えません。「問い合わせ機能」で道路管理者に連絡し、申請をやり直してください。

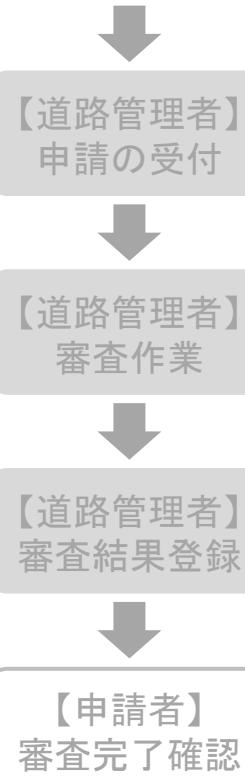
【申請者】
申請

複数の申請先に一括で申請した場合の申請の変更・再申請の手順

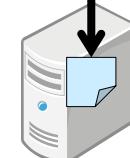
(参考)申請

申請の変更を行う場合

差し戻された申請の再申請を行う場合

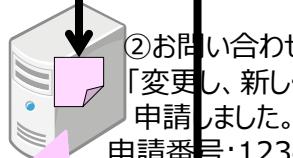


複数一括申請
申請番号:1111

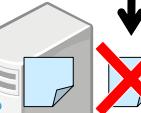


複数の申請先に
一括で申請した
場合は
申請の変更が
できません！

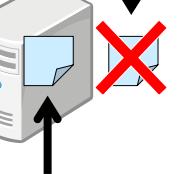
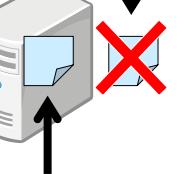
申請先は、1件のみ
としてください



①変更後の
申請データを
新しい申請
として依頼

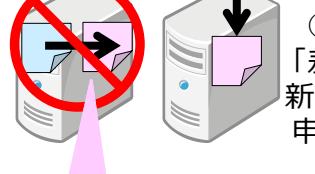


旧申請を
審査結果
: 差戻し



複数の申請先に
一括で申請した
場合は
再申請が
できません！

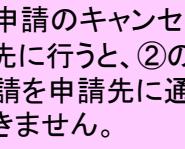
申請先は、差戻し
された1件のみとして
ください



①変更後の
申請データを
新しい申請
として依頼



古い申請のキャンセル
を行なうと、②の
再申請を申請先に通
知できません。

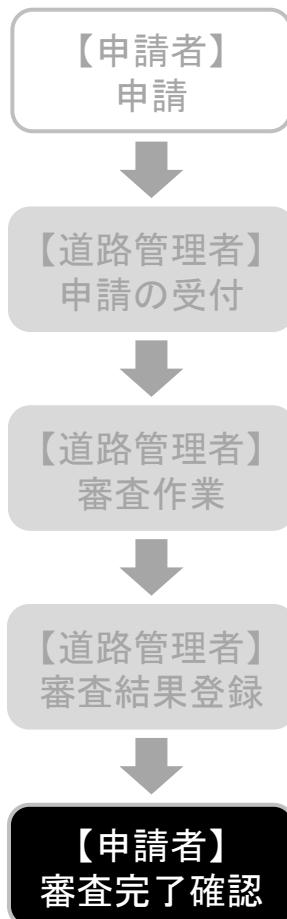


6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認

6-1. 申請状況一覧

1) システムトップ画面から審査状況画面に遷移する

○システムトップ画面から審査状況画面に遷移します。



6-1. 申請状況一覧

2) 申請状況画面を確認する

○審査の進捗に関わらず、依頼中の申請内容を確認できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム
申請状況

▲ フィルター条件

到達番号: 0000000000
※前方一致

審査状況: 受付待ち、審査中、差戻し、審査完了
※「Shift」または「Ctrl」キーを押しながらクリックすると、複数を選択することができます。

申請番号: 0000000000
※前方一致

申請日: 2019/01/01 ~ 2019/01/01
※部分一致

申請先道路管理者

表示件数: 20 4件の検索結果

到達番号	審査状況	申請番号	申請日	受付日	審査完了日	申請先道路管理者名	詳細表示
20000003	審査中	0018366908	2020/04/07	2020/04/07		東京都 第一建設事務所	詳細
20000004	審査完了	9999999999	2020/04/07	2020/04/07	2020/04/07	東京都 第一建設事務所	詳細
20000005	差戻し	0018372179	2020/04/07	2020/04/07	2020/04/07	東京都 中央区	詳細
20000005	受付待ち	0018372179	2020/04/07			東京都 江東区	詳細

« 1 » 1 /1 移動

申請一覧を日付などの条件で検索し、絞り込むことができます。

申請日や申請番号などで並び替えができます。
並び替える項目をクリックすると、↑(昇順)、↓(降順)が表示されます。

申請が一覧で表示されます。
詳細は次ページ

6-1. 申請状況一覧

2) 申請状況画面を確認する(部分)

○審査の進捗に関わらず、依頼中の申請内容を確認できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

到達番号 ↑	審査状況	申請番号	申請日	受付日	審査完了日	申請先道路管理者名	詳細表示
0000000001	審査完了	0000000002	2019/09/09	2019/09/09	2019/09/10	川崎市 建設総政局	詳細
0000000002	審査完了	0000000001	2019/09/09	2019/09/09	2019/09/10	横浜市 道路局	詳細
0000000003	審査中	0000000004	2019/09/09	2019/09/09	-	藤沢土木事務所	詳細
0000000004	審査完了	0000000003	2019/09/09	2019/09/10	2019/09/13	厚木土木事務所	詳細
0000000005	差戻し	0000000005	2019/09/10	2019/09/10	-	横須賀土木事務所	詳細
0000000006	審査中	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	県西土木事務所 小田原土木センター	詳細
0000000006	審査中	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	神奈川県道路公社	詳細
0000000006	差戻し	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	横須賀土木事務所	詳細
0000000006	受付待ち	0000000006	2019/09/11		-	県西土木事務所 小田原土木センター	詳細
0000000006	審査完了	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	2019/09/12	神奈川県道路公社	詳細

①申請の申請状況詳細画面に遷移します

一度の申請で、複数の申請先に依頼した場合は、申請先ごとに表示が分かれます。

審査状況	件数
受付待ち	2
審査中	8
差戻し	1
審査完了	14

審査状況(ステータス)に合わせて該当する申請情報の絞り込みが行えます。

申請は審査状況に併せて彩色されます。

受付待ち

道路管理者が受付処理を行っていない
審査前の申請

審査中

審査中の申請(受付処理後)

差戻し

申請内容に不備があるなど
差戻している申請

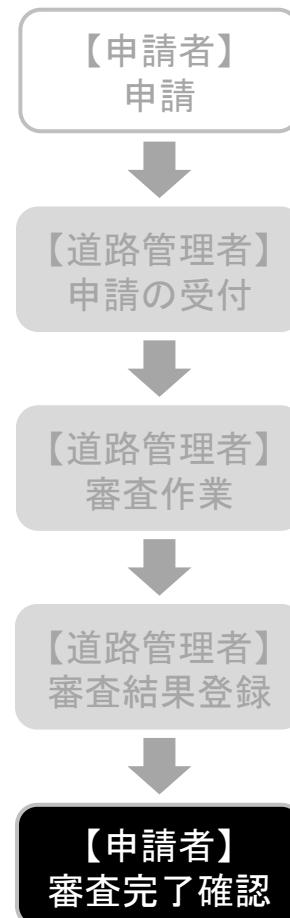
審査完了

審査が完了した申請

6-2. 申請内容の確認

3) 申請状況詳細を確認する(1/2)

○依頼中の申請内容を確認できます。



自治体申請システム
申請状況詳細

戻る

トップページ ログアウト

申請状況

申請

ユーザー情報

到達番号	申請番号
995512002	5512000002

■申請状況

審査中
① 審査を行っています。

操作メニュー

会社名	特車合同会社	申請日	2022/02/28
代表者氏名	特車 次郎 (トクシャ ジロウ)	受付日	2022/04/18
担当者名	特車 太郎	審査完了日	
担当者メールアドレス	tokusya.test@tokusya.co.jp	申請手続名	通行許可 普通 新規
代理人名		事業区分	区域
代理人メールアドレス		申請経路数	1
申請先道路管理者	福岡県、福岡市		

■車両諸元 (※1)

輪種数	1	軸数 : 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸									
車両分類	車種区分	特殊条件	積載重量								
II-1	一般セミトレーラ (※2)	その他	17,250 kg								
車両諸元	積重車	隣接輪距	隣接輪重	車長 (※2)	車幅 (※2)	車高 (※2)	回転半径	最大軸重	締荷重	G値	RO値
	cm	cm	kg	cm	cm	cm	cm	kg	kg	cm	cm
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

申請時の軸種数に応じて、それぞれの軸種に対する車両諸元の表示が可能です。

始点 次ページ参照 終点

起点	次ページ参照	終点
交差点番号	交差点番号	交差点番号
001 住塙	#5030665644	福岡県北九州市若松区南二島3丁目1-1 特車合同会社若松工場 #5030334639 福岡県福岡市博多区博多駅前地内 福岡市地下鉄七隈線博多駅(仮称)工区建設工事

申請状況で、
操作できるメニューが異なります。
(⇒P42詳述)

6-2. 申請内容の確認

3) 申請状況詳細を確認する(2/2)

○依頼中の申請経路を地図上で確認できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録

【申請者】
審査完了確認

車両諸元	総重量	最適軸距	前接軸距	両接軸距	車長 (※2)	車幅 (※2)	車高 (※2)	回転半径	最大軸重	輪荷重	G値	RO値
実車	31,390 kg	1,026 cm	114 cm	16,420 kg	4,435 cm	1,49 cm	390 cm	868 cm	9,230 kg	4,620 kg	200 cm	0 cm
※1 車両諸元の各数値は、車両合成値です。 ※2 貨物搭載時の全長、全高、全幅です。												

■申請経路

経路番号 (地図表示)	往復	始点	終点
003	往復	交差点番号 #5030665644 福岡県北九州市若松区南一島3丁目1-1 持重合同会社若松工場	交差点番号 #5030334639 福岡県福岡市博多区博多駅前地内 福岡市地下鉄七隈線博多駅(仮称)工区建設工事

申請に登録されている経路すべてが表示されます。

①経路番号を押下すると、申請経路地図が表示されます。

申請経路地図表示

経路番号 003

表示中のスパンの位置を地図上で確認できます。

スパン (リンク) 情報

シリアル番号	00006
起点交差点番号	#5639600456
終点交差点番号	#5639600600
路線名	一般国道 116号線

スパン情報が表示されます。

前後のスパンの情報に切り替えられます。

申請状況一覧

申請番号: 0000123456 申請年月日: 2023/02/28

申請者情報

申請者名: 田中 一郎 会社名: 田中運送

申請内容

車両諸元

車両諸元	総重量	最適軸距	前接軸距	両接軸距	車長 (※2)	車幅 (※2)	車高 (※2)	回転半径	最大軸重	輪荷重	G値	RO値
実車	31,390 kg	1,026 cm	114 cm	16,420 kg	4,435 cm	1,49 cm	390 cm	868 cm	9,230 kg	4,620 kg	200 cm	0 cm

申請状況

申請状況	申請	審査	登録	完了
申請年月日	2023/02/28	2023/03/01	2023/03/02	2023/03/03

申請結果

申請結果: 完了

申請結果詳細

申請結果詳細: 完了

6-2. 申請内容の確認

4) 操作メニューについて

○申請状況に応じ、操作メニューにより申請内容の変更や取消ができます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

操作メニュー

申請データ
確認・変更
申請取消
審査結果
確認
問合せ

①申請データ表示画面
に遷移します。

問い合わせがで
きます。(⇒P54
詳述)

審査結果確認画面
に遷移します。
(⇒P51詳述)

審査状況に応じ、操作できるメニューが異なります

申請状況表示	操作メニュー				変更	取消	
受付待ち	申請データ 確認・変更	申請取消	審査結果 確認	問合せ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請内容の変更や、申請の取り消しができます。
審査中	申請データ 確認・変更	申請取消	審査結果 確認	問合せ	<input checked="" type="radio"/> (確認のみ)	<input checked="" type="radio"/> (確認のみ)	申請内容の変更や、申請の取り消しはできません。 (申請内容に誤りがある場合は、道路管理者に申請を差戻してもらうよう、「問合せ」機能よりご依頼ください)
差戻し	申請データ 確認・変更	申請取消	審査結果 確認	問合せ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請内容の変更や、申請の取り消しができます。
審査完了	申請データ 確認・変更	申請取消	審査結果 確認	問合せ	<input checked="" type="radio"/> (確認のみ)	<input checked="" type="radio"/> (確認のみ)	申請内容の変更や、申請の取り消しはできません。 (申請内容に誤りがある場合は、正しい内容で、新たに申請ください)

5) 申請データの内容を確認する(1/2)

○自治体申請システムに読み込ませた申請データを参照できます。



6-2. 申請内容の確認

5) 申請データの内容を確認する(2/2)

○自治体申請システムに読み込ませた申請データを参照できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録

【申請者】
審査完了確認

前ページ参照

積載貨物	分類	その他	前ページ参照	貢物り法	幅	高さ	長さ
コンテナ	その他 (○○○○○)				2.50m	2.80m	10.00m

■車両諸元 (※1)

軸種数	5 軸数: 3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸		
車両分類	車種区分	特殊条件	積載重量
I-3	一般セミトレーラー (その他)	新規開発車両,超寸法,超重量	10500kg

代表車両

牽引区分	台数	車両名	車両型式	車両番号
単車・トラクター	2	日野	KC-SH3VDCA	横浜 104 あ 0002
第1トレーラ	2	東急	TF20HO21	横浜 207 あ 0002
第2トレーラ				-

車両諸元	総重量	最遠軸距	最接近距	半径	最大車重	輪荷重	G値	RO値
実車	2385kg	740cm	220cm	100cm	985kg	525kg	423cm	125cm
空車	1385kg	740cm	220cm	100cm	985kg	525kg	423cm	125cm

※1 車両諸元の各数値は、車両合成値です。
※2 貨物積載時の全長、全高、全幅です。

■申請経路情報

申請経路数	通行区分	業務区分	通行開始日	通行終了日
4	片道往復混在	路線	2019/12/1	2020/3/31

経路番号	往復区分	起点	終点
001	往復	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町	#5526111111
002	往復	東京都○○区○○一丁目	#5087333333
003	片道	神奈川県○○市○○区○○町三丁目	未収録交差点A
004	片道	東京都○○区○○一丁目	未収録交差点C
			神奈川県○○市○○区○○町三丁目

添付資料

資料名	サイズ
<input checked="" type="checkbox"/> 申請データ.tks	0KB
<input checked="" type="checkbox"/> 申請書.pdf	xxKB
<input type="checkbox"/> 未収録経路図.pdf	xxKB
<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し.pdf	xxKB
<input type="checkbox"/> 由譲書.pdf	xxKB
<input type="checkbox"/> その他.pdf	xxKB

① チェックボックスをONにし、
ダウンロードボタンを押下することで、
申請に添付された資料を
まとめてダウンロードできます。

下記のチェックボックスをONにすることで、資料の一括選択ができます

■添付資料

資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 申請データ.tks
<input checked="" type="checkbox"/> 申請書.pdf
<input type="checkbox"/> 未収録経路図.pdf
<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し.pdf
<input type="checkbox"/> 由譲書.pdf
<input type="checkbox"/> その他.pdf

ダウンロード

自治体申請システム
申請データ表示

申請情報	申請者情報	登録情報	登録情報	登録情報
■申請情報	申請者名: 申請者名: ○○○○○ 代表者名: 申請者名: ○○○○○ 登録者名: 申請者名: ○○○○○ 電話番号: 044-111-1100 郵便番号: 222-0000 登録者名: 申請者名: ○○○○○ 電話番号: 044-111-1111 郵便番号: 222-0000 Eメールアドレス: test@example.jp 代表人氏名: 行政書士: 横浜○○○ 代理人氏名: 申請者名: ○○○○○ 登録者名: 申請者名: ○○○○○ 電話番号: 044-999-1100 郵便番号: 222-0000 Eメールアドレス: test2@example.com	申請者情報	登録情報	登録情報

■申請済み

申請区分	登録情報	登録情報	登録情報
4 片道往復混在、路線 2019/12/1 2020/3/31			

■申請済み

申請区分	登録情報	登録情報	登録情報
4 片道往復混在、路線 2019/12/1 2020/3/31			

■添付資料

資料名	サイズ
<input checked="" type="checkbox"/> 申請データ.tks	22KB
<input checked="" type="checkbox"/> 申請書.pdf	xxKB
<input type="checkbox"/> 未収録経路図.pdf	xxKB
<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し.pdf	xxKB
<input type="checkbox"/> 由譲書.pdf	xxKB
<input type="checkbox"/> その他.pdf	xxKB

ダウンロード

6-3. 申請の取り消し

1) 申請を取り消す

○審査が始まる前の申請や差戻された申請は、取り消すことができます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム
申請状況詳細

到達番号 申請番号
995512003 5512000003

■申請状況

差戻し ● 申請が差戻されました。審査結果確認から詳細を確認してください。

会社名	特車合同会社
代表者氏名	特車 次郎 (トクシャ ジロウ)
担当者名	特車 太郎
担当者メールアドレス	tokusya.test@tokusya.co.jp
代理人名	
代理人メールアドレス	
申請先路線管理者	福岡県、福岡市

■車両諸元 (※1)

軸種数	1	軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸										
車両分類	車種区分	特殊条件	積載重量									
II-1	一般セミトレーラ (その他)	その他	17,250 kg									
車両諸元	総重量	居間距離	隣接輪距	隣接軸距	車長 (※2)	車幅 (※2)	車高 (※2)	回転半径	最大軸重	輪荷重	G値	RO値
実車	31,390 kg	1,026 cm	114 cm	16,420 kg	1,438 cm	249 cm	390 cm	868 cm	9,230 kg	4,620 kg	200 cm	0 cm
空車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 車両諸元の各数値は、車両合算値です。
※2 貨物搭載時の全長、全高、全幅です。

■申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	始点			終点		
		交差点番号	住所	交差点番号	住所		
001	往復	#5030665644	福岡県北九州市若松区南二丁目1-1 特車合同会社若松工場	#5030334639	福岡県福岡市博多区博多駅前地内 福岡市地下鉄七隈線博多駅(仮称)工区建設工事		

トップページ ログアウト

戻る

戻る

申請状況が「受付待ち」「差戻し」の時のみ申請の取り消しができます。

①申請取消の確認ダイアログが表示されます。
「確定」を押下することで、申請を取り消すことができます。

操作確認

申請を取消しますか？

確定

いいえ

6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

1) 申請内容の変更操作について

○申請内容の変更は、変更する内容により、申請の変更となる場合と新規申請となる場合があります。

【申請者】
申請

申請内容の変更は、申請状況が「受付待ち」「差戻し」の際に行うことができます。(申請状況の種類 ⇒ P42詳述)
「差戻し」の場合、下記の差戻し理由より、申請内容を変更する操作をお選びください。

【道路管理者】
申請の受付

差戻し理由:
申請データ(tks/tkszファイル)の不備

【道路管理者】
審査作業

申請データ(tks/tkszファイル)を変更する

差戻し理由:
添付資料の不備

差戻し理由:
申請先誤り

【道路管理者】
審査結果登録

必須提出資料・その他提出資料を追加・削除する

申請先の道路管理者を変更する

【申請者】
審査完了確認

操作手順:

1. 当該申請を取り消し
(⇒P45詳述)
2. 新規申請として申請
(⇒P26詳述)

操作手順:

1. 添付資料選択画面に遷移し、
添付資料を追加・削除
(⇒P47~50詳述)

操作手順:

1. 申請先選択画面に遷移し、
申請先の道路管理者を変更
(⇒P47~50詳述)

6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(1/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム
申請状況詳細

到達番号	申請番号
995512004	551200004

■申請状況

受付待ち 審査が開始されるまでしばらくお待ちください。

会社名 特車合同会社
代表者名 特車 次郎(トクシャ ジロウ)

申請日 2022/02/28

TOP PAGE ログアウト 戻る

申請データ確認・変更

①申請データ表示画面に遷移します。

申請状況が「受付待ち」「差戻し」の時のみ申請データの変更ができます。

自治体申請システム
申請データ表示

■申請情報

申請種別	申請区分	更新・変更情報		
普通	新規	前回到達番号	前回申請番号	変更理由

■申請者情報

会社名	特車合同会社
代表者名	特車 次郎(トクシャ ジロウ)
電話番号	123-4567

TOP PAGE ログアウト 戻る

申請データ変更

②申請画面に遷移します。

6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(2/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



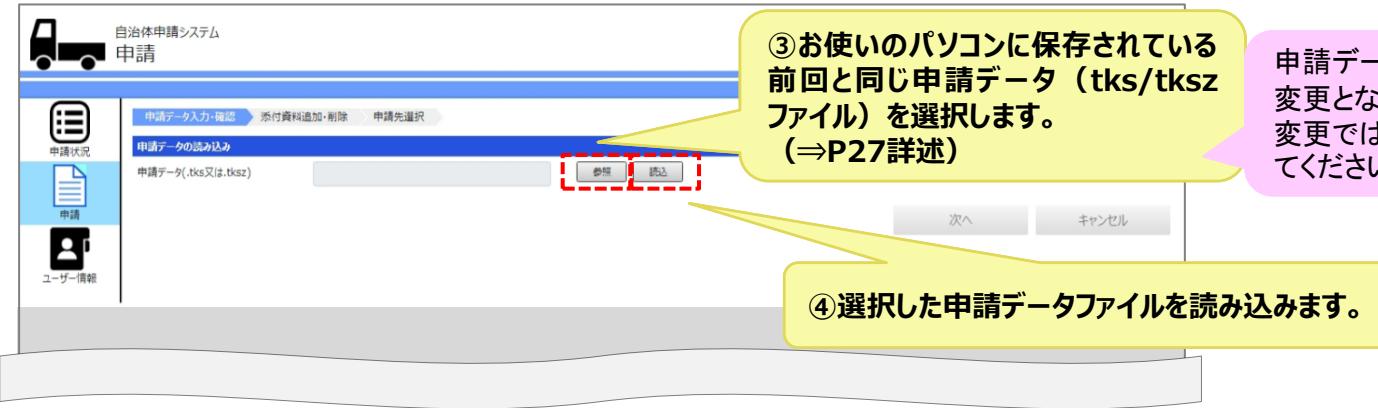
【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認



申請データ(tks/tkszデータ)が
変更となる場合は、審査内容の
変更ではなく、新規申請を行っ
てください。(⇒P46 詳述)

④ 選択した申請データファイルを読み込みます。



6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(3/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

3)再申請する

- 申請先道路管理者を変更できます。
- 差し戻された申請を再申請できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム
申請先選択

申請データ入力・確認 > 添付資料追加・削除 > **申請先選択** > 戻る

申請先道路管理者の選択

以下の表示される申請先道路管理者（※）候補は申請データをもとに表示していますが、申請経路に、申請先窓口に指定する自治体が管理する区間が含まれることを事前に確認してください。

一括申請は都道府県または政令指定都市以外では受け付けることができませんのでご注意ください。

※候補が表示されない自治体へのオンライン申請は行えません。

この申請は、都道府県または政令指定都市への一括申請対象です。
市区町村では申請を受け付けることができません。

◎都道府県等が管理する区間を含む申請

以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者を1つ選択してください。

候補を追加

選択 管理者区分

都道府県

政令指定都市

道路公社 福島県道路公社 申請できます。

道路公社 埼玉県道路公社 申請できます。

申請先を変更する場合は、申請先の選択方法（⇒P32～33詳述）

◎市区町村が管理する区間のみの申請

以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者をすべて選択してください。

候補を追加

選択 道路管理者 オンライン申請対応状況

埼玉県 川口市 申請できます。

東京都 中央区 申請できません。窓口で申請してください。

東京都 江東区 申請できません。窓口で申請してください。

⑧申請ボタンを押すことで、修正した提出資料や変更後の申請先道路管理者を反映し、再申請ができます。

申請 戻る

6-5. 審査内容の確認

1) 申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移する

○申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移します。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム
申請状況詳細

到達番号 申請番号
995512001 5512000001

■申請状況

審査完了

① 審査完了：審査が完了しました。審査結果を確認してください。

会社名	特車合同会社
代表者氏名	特車 次郎 (トクシャ ジロウ)
担当者名	特車 太郎
担当者メールアドレス	tokusya.test@tokusya.co.jp
代理人名	
代理人メールアドレス	
申請先道路管理者	福岡県 福岡市

操作メニュー

申請データ確認・変更
申請取消
審査結果確認
問合せ

① 審査結果確認画面に遷移します。

申請状況が「審査完了」「審査中止」「差戻し」の場合のみ遷移できます。

申請日 2022/02/28
受付日 2022/04/15
審査完了日 2022/04/15
申請手続名 通行許可 普通 新規
事業区分 区域
申請経路数 1

■車両諸元 (※1)
軸種数 1 軸数：4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸

■申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	始点		終点	
		交差点番号	住所	交差点番号	住所
001	往復	#5030665644	福岡県北九州市若松区南二島3丁目1-1 特車合同会社若松工場	#5030334639	福岡県福岡市博多区博多駅前地内 福岡市地下鉄七隈線博多駅

6-5. 審査内容の確認

2) 審査結果を確認する

○審査結果および許可証の受領方法を確認できます。

【申請者】
申請



【道路管理者】
申請の受付



【道路管理者】
審査作業



【道路管理者】
審査結果登録



【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム
審査結果確認

戻る

申請状況

申請

ユーザー情報

▼ 申請データ

到達番号	995512001
申請番号	5512000001
受理番号	AB004531
申請日	2022/02/28
通行開始年月日	2022/04/01
通行終了年月日	2024/03/31
申請手続名	通行許可 普通 新規

申請者情報

住所	〒123-4567 福岡県北九州市若松区南二島#
会社名	持車合同会社
代表者名	持車 次郎 (トクシャ シロウ)
担当者名	持車 太郎 (トクシャ タロウ)
代理人名	(空)

■ 審査結果の確認

● 未発行の場合は申請者へ道路管理者のURLを確認してください。

審査結果	許可
審査不要・差戻し理由	通行条件については、別途交付する資料を参照してください。
その他・連絡事項	
資料交付方法	窓口交付

申請窓口にて、許可証等の資料を交付いたします。お手数ですが、申請窓口までお越しください。

戻る

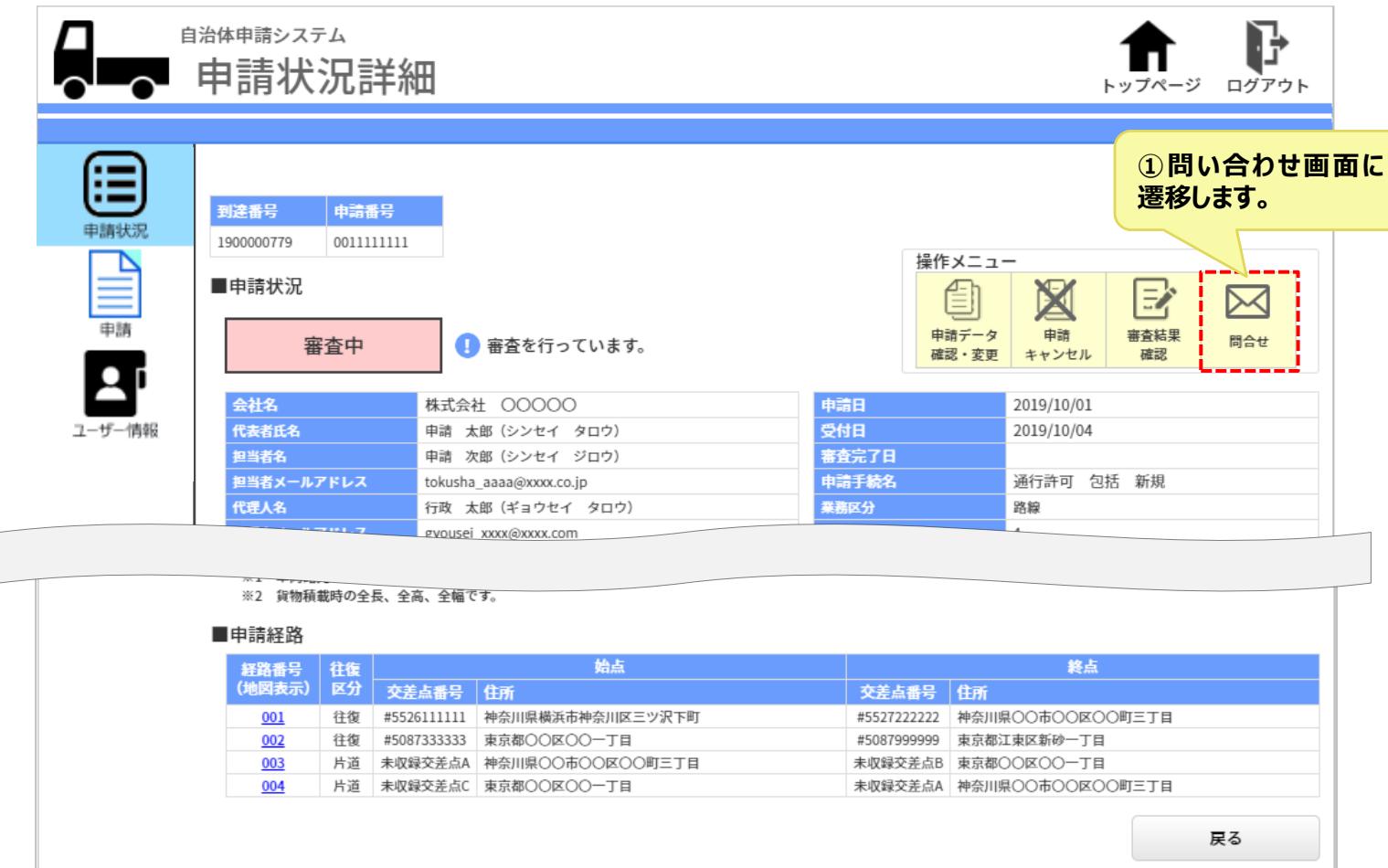
審査が完了すると、申請者のメールアドレスにメールで通知します。

審査結果が表示されます。
審査結果「差戻し」の場合は、再申請が必要となります。 (⇒P46詳述)

7. 便利に使う

1) 問い合わせ画面へ遷移する

○申請状況詳細表示画面から、問い合わせ画面へ遷移します。



自治体申請システム

申請状況詳細

到達番号 申請番号
1900000779 0011111111

■申請状況

審査中

! 審査を行っています。

会社名 株式会社 OOOOO
代表者氏名 申請 太郎 (シンセイ タロウ)
担当者名 申請 次郎 (シンセイ ジロウ)
担当者メールアドレス tokusha_aaaa@xxxx.co.jp
代理人名 行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)
代理メールアドレス evousei_xxxx@xxxx.com

操作メニュー

- 申請データ確認・変更
- 申請キャンセル
- 審査結果確認
- 問い合わせ

①問い合わせ画面に遷移します。

申請日 2019/10/01
受付日 2019/10/04
審査完了日
申請手続名 通行許可 包括 新規
業務区分 路線

■申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	始点		終点	
		交差点番号	住所	交差点番号	住所
001	往復	#5526111111	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町	#5527222222	神奈川県○○市○○区○○町三丁目
002	往復	#5087333333	東京都○○区○○一丁目	#5087999999	東京都江東区新砂一丁目
003	片道	未収録交差点A	神奈川県○○市○○区○○町三丁目	未収録交差点B	東京都○○区○○一丁目
004	片道	未収録交差点C	東京都○○区○○一丁目	未収録交差点A	神奈川県○○市○○区○○町三丁目

戻る

7-1. 問い合わせ

2) 問い合わせ内容を入力する

○申請者への確認事項などを通知することができます。

8. ユーザー情報の参照・変更

8-1. ユーザー情報の確認

1) ユーザー情報画面へ遷移する

○システムトップ画面からユーザー情報画面へ遷移します。



①「ユーザー情報参照・変更」リンク押下により、ユーザ情報画面に遷移します。

②「ユーザー情報参照・変更」リンク押下により、ユーザ情報の参照・変更を行います。

2) ユーザー情報を確認する

○企業として登録されている情報・ユーザーとして登録されている情報が確認できます。

自治体申請システム

ユーザー情報

トップページ ログアウト

申請状況

申請

ユーザー情報

申請会社情報

会社名 株式会社 ○○○○
代表者名 申請 太郎 (シンセイ タロウ)
郵便番号 244-0000
住所 神奈川県横浜市○○区○○町111-222 ○○ビル4階
電話番号 024-111-1100

申請担当者情報

ユーザーID 00000000000010
担当者名 申請 次郎 (シンセイ ジロウ)
部署名 ○○部
電話番号 024-111-1111
FAX番号 024-111-2200
メールアドレス tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

申請代理人情報

ユーザーID 00000000000010
代理人名 行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)
代理人区分 行政書士 (統柄: ○○)
行政書士登録番号 11111111
郵便番号 244-1111
住所 神奈川県横浜市△△区△△町1-1 ○○ビル6F
電話番号 024-999-1100
FAX番号 024-999-1111
メールアドレス gyousei_xxxx@xxxx.com

パスワード変更はこれらから行います

①ユーザ情報設定・変更画面に遷移します

情報変更

パスワード変更

8-2. ユーザー情報の変更

1) ユーザー情報の変更(1/2)

- 企業情報の変更ができます。
- ユーザー情報(本人・代理人)の変更ができます。

自治体申請システム
ユーザー情報設定・変更

戻る トップページ ログアウト

申請状況 申請 ユーザー情報

「*」付きの項目は必須入力です。

△ 申請会社情報

法人区分 * (法人区分を選択)
会社名 * 0000
代表者名（漢字） * 申請 太郎
代表者名（カナ） * シンセイ タロウ
郵便番号 * 244 - 0000 住所自動設定
住所 (都道府県) * (都道府県を選択)
(市区町村) * 横浜市〇〇区
(丁目番地) * 〇〇町111-222
(ビル名) 〇〇ビル4階
電話番号 * 024 - 111 - 1100

△ 申請担当者情報入力

部署 * 〇〇〇部
担当者名（漢字） * 申請 次郎
担当者名（カナ） * シンセイ ジロウ
電話番号 * 024 - 111 - 1111
FAX番号 024 - 111 - 2200
メールアドレス * tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

△ 申請代理人情報入力

代理人区分 * (※1) 行政書士 次ページ参照 続柄を入力
行政書士登録番号 (※2) 11111111
代理人名（漢字） * 行政 太郎

申請元となる企業情報が変更できます。

△ 申請担当者情報入力 (複数登録用)

部署 * 〇〇〇部
担当者名（漢字） * 申請 次郎
担当者名（カナ） * シンセイ ジロウ
電話番号 024 - 111 - 1111
FAX番号 024 - 111 - 2200
メールアドレス * tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

△ 申請代理人情報入力 (複数登録用)

代理人区分 * (※1) 行政書士 次ページ参照 続柄を入力
行政書士登録番号 (※2) 11111111
代理人名（漢字） * 行政 太郎
代理人名（カナ） * シンセイ タロウ
郵便番号 * 244 - 1111 住所自動設定
住所 (都道府県) * 横浜市〇〇区
(市区町村) * 〇〇町111-222
(丁目番地) * 〇〇ビル4階
電話番号 * 024 - 111 - 1100
FAX番号 024 - 111 - 1111
メールアドレス * tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合は、続柄の入力が必須となります。
※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。

戻る ページトップ

2) ユーザー情報の変更(2/2)

- 企業情報の変更ができます。
- ユーザー情報(本人・代理人)の変更ができます。

担当者名（カナ） * シンセイ ジロウ
 電話番号 * 024
 FAX番号 024 - 111 - 2200
 メールアドレス * tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

申請代理人情報入力

代理人区分 * (※1) 行政書士
 行政書士登録番号 (※2) 11111111
 代理人名（漢字） * 行政 太郎
 代理人名（カナ） * ギョウセイ タロウ
 郵便番号 * 244 - 1111 住所自動設定
 住所 * (都道府県) * 神奈川県
 (市区町村) * 横浜市△△区
 (丁目番地) * △△町1-1
 (ビル名) ○○ビル6F
 電話番号 * 024 - 999 - 1100
 FAX番号 024 - 999 - 1111
 メールアドレス * gyousei_xxxx@xxxx.com

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、統柄の入力が必須となります。
 ※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。

ログイン中のアカウントが「申請者区分：代理人」の場合のみ表示されます。

変更
戻る

ページトップ

① 入力された内容を保存し、ユーザー情報画面に遷移します。

申請者区分 * 行政書士
 行政書士登録番号 (※2) 11111111
 代理人名（漢字） * 行政 太郎
 代理人名（カナ） * ギョウセイ タロウ
 郵便番号 * 244 - 1111 住所自動設定
 住所 * (都道府県) * 神奈川県
 (市区町村) * 横浜市△△区
 (丁目番地) * △△町1-1
 (ビル名) ○○ビル6F
 電話番号 * 024 - 999 - 1100
 FAX番号 024 - 999 - 1111
 メールアドレス * gyousei_xxxx@xxxx.com

申請者区分 * 行政書士
 行政書士登録番号 (※2) 11111111
 代理人名（漢字） * 行政 太郎
 代理人名（カナ） * ギョウセイ タロウ
 郵便番号 * 244 - 1111 住所自動設定
 住所 * (都道府県) * 神奈川県
 (市区町村) * 横浜市△△区
 (丁目番地) * △△町1-1
 (ビル名) ○○ビル6F
 電話番号 * 024 - 999 - 1100
 FAX番号 024 - 999 - 1111
 メールアドレス * gyousei_xxxx@xxxx.com

申請者区分 * 行政書士
 行政書士登録番号 (※2) 11111111
 代理人名（漢字） * 行政 太郎
 代理人名（カナ） * ギョウセイ タロウ
 郵便番号 * 244 - 1111 住所自動設定
 住所 * (都道府県) * 神奈川県
 (市区町村) * 横浜市△△区
 (丁目番地) * △△町1-1
 (ビル名) ○○ビル6F
 電話番号 * 024 - 999 - 1100
 FAX番号 024 - 999 - 1111
 メールアドレス * gyousei_xxxx@xxxx.com

申請者区分 * 行政書士
 行政書士登録番号 (※2) 11111111
 代理人名（漢字） * 行政 太郎
 代理人名（カナ） * ギョウセイ タロウ
 郵便番号 * 244 - 1111 住所自動設定
 住所 * (都道府県) * 神奈川県
 (市区町村) * 横浜市△△区
 (丁目番地) * △△町1-1
 (ビル名) ○○ビル6F
 電話番号 * 024 - 999 - 1100
 FAX番号 024 - 999 - 1111
 メールアドレス * gyousei_xxxx@xxxx.com

9. システムから送信するメール

9-1. システムから送信するメールの種類

・本システムからの各種通知は、以下のメールアドレスより、ご登録いただいたアドレス宛に送信されます。

Mail: ktr-tokusya-jichitai@mlit.go.jp

申請受付

道路管理者により受付処理が行われたタイミング

✉【自治体申請システム】申請受付通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について
道路管理者により受付処理が行われました。

本メールは道路管理者の受付処理が行われた時点での送信される自動配信メールです。
道路管理者による審査後に許可書等が発行されます。

申請内容を確認したい場合は
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948

問合せ

審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せしたタイミング

✉【自治体申請システム】xxxxx(任意入力)

<道路管理者からの問い合わせ内容>

<申請内容概要>
申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 190000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所

【自治体申請システム】
https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_shinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けで

差戻し

道路管理者により申請の差戻しが行われたタイミング

✉【自治体申請システム】申請差戻し通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について
道路管理者により差戻しが行われました。

差戻しされた申請内容を確認したい場合は
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 190000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所

【自治体申請システム】

審査完了

道路管理者による審査が完了したタイミング

✉【自治体申請システム】審査完了通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について
道路管理者による審査が完了しました。

審査結果等について
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 190000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所
審査結果 : 許可
資料交付方法: 窓口交付

ユーザ登録完了

ユーザ新規登録画面からユーザ登録したタイミング

✉【自治体申請システム】ユーザ登録完了

(申請者名)様

自治体申請システムへのユーザ登録が完了しました。
下記URLからシステムにログインし、ご利用ください。

<ユーザ登録情報>
ユーザID:xxxxxxxx
初期パスワード:*****

【自治体申請システム】
https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_shinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けで

✉【自治体申請システム】パスワード再発行完了

(申請者名)様

パスワード再発行が完了しました。
下記パスワードでシステムにログインし、ご利用ください。

<ユーザ登録情報>
ユーザID:xxxxxxxx
再発行パスワード:*****

【自治体申請システム】
https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_shinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けで

10. 用語集

【あ行】

用語		解説
あ	アウトリガー	クレーン付きトラックやラフテレンクレーンなどの作業時に車体を安定させるため、横に張り出した脚のようなものとをいいます。
い	一般セミ	一般のセミトレーラ連結車の略称です。海コン、重セミおよびポールトレーラ以外のセミトレーラ連結車で、一般貨物運搬用に使用される車両を指します。
	一般的制限値	道路法(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)において定められている車両諸元の制限値(最高限度)に基づく制限です。この制限値を超える車両が道路を通行する際には、特殊車両の通行許可が必要となります。
え	A条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち「徐行等の特別の条件を付さない」ものをいいます。
	A活荷重 B活荷重	車両など交通物の活荷重のとをいいます。A活荷重とB活荷重の区分が存在し、高速道路や国道のような道路の橋はB活荷重を適用し、それ以外の橋は大型自動車の交通状況に応じてA活荷重かB活荷重を適用します。
お	重さ指定道路	総重量の一般的制限値を長さ及び軸距に応じて最大25tとするものとして各道路管理者が指定した道路をいいます。 重さ指定道路は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shitedouro/tokusya/q02-c/index.html
	オンライン申請	国土交通省から提供されているシステムを使った申請方法で、インターネットを利用して、特殊車両通行許可申請の「申請」、「受付」、「許可」をおこなうものです。
	オープントップバン	バンのうち、屋根のないものをいいます。車両制限令上もバン型の車両として取り扱われます。

【か行】

用語		解説
か	海コン	「海上コンテナ用セミトレーラ連結車」の略称です。1974年に長さ20フィート高さ8フィート6インチ海上コンテナが正式に規格化されました。海上コンテナ(輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で積載されるもの)を運搬するセミトレーラ連結車をいいます。国際物流において重要な役割を担っているため、ほとんどが国際標準化機構(ISO)コンテナ委員会が定めた規格にしたがったものです。
	舵取り装置	ステアリング機構の意味で用いられる用語です。車両の進行方向を変えるためのシステムのことをいいます。ハンドル(ステアリングホイール)を回転するとその量に応じてタイヤは角度を変え、車両が旋回します。車軸に付いているタイロッドという横棒の部品が左右に移動し、タイヤの向きを変えます。
	カプラ/カプラオフセット	トラクタ(けん引車)がセミトレーラを連結する連結装置を「カプラ」といいます。なお、後輪軸上からどの位置にカプラがあるのかを示したものを「カプラオフセット」といいます。
	簡易算定図	「特殊車両通行許可限度算定要領」の別紙[附]「許可限度要領の簡易算定方法」に基づき概略の検討を行う場合に用いるグラフです。最遠軸距dと軸重配分比 α を用いて読み取ります。
き	軌跡図	許可車両の長さの算定の際、交差点などの折進時の通行可否を判断する図をいいます。車両の幅又は長さが特殊車両通行許可限度算定要領により、算定できる範囲を超える場合(超寸法車両)等に作成し、申請の際添付します。
	基本図	橋梁等の主要部材の種類(主げた、横げた、縦げた及び床版)のそれぞれについて車両の分類ごとに橋梁等の部材に生ずる応力が、TL-20設計活荷重と等価となる車両の総重量又は軸重を通行条件の区分ごとに図示したものをいいます。算定要領で示され、部材の許可限度重量を求めるための基本となります。

【か行】

用語	解説
き 基本補正係数	<p>「特殊車両通行許可限度算定要領」に基づき許可車両の重量を算定する場合に用いる補正係数(K)を求めるための基本となる係数K1～K5をいいます。</p>
	K1: 設計示方書及び橋格の相違による設計活荷重に関する補正および支間等
	K2: 設計応力度と実応力度の相異による補正を行うための係数
	K3: 路面の凹凸等の状況による補正を行うための係数
	K4: 部材の腐食、損傷等の程度及び断面の過不足等による補正を行うための係数
	K5: 交通状況及び将来の供用期待年数等による補正を行うための係数
協議	道路法第47条の2第2項に基づき、道路管理者を異にする二以上の道路に係る申請に対して一の道路管理者が許可しようとするときは、他の道路管理者と協議することとなります。
許可書	申請のとおり許可されたことを証明する公文書のことをいいます。
許可条件	道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、特殊車両の通行許可に際して道路管理者が付す通行条件を指します。
狭小幅員	道路情報便覧に収録されている道路幅に関する対象箇所です。スパン内(交差点から次の交差点間)内での最小幅員を対象としています。
曲線部障害	道路情報便覧に収録されているカーブの対象箇所で、車道幅員と曲線半径との関係において、スパン内(交差点から次の交差点間)内で最も厳しい箇所を対象としています。
キングpin	セミトレーラがけん引車と連結される部分の連結装置のことです。道路運送車両の保安基準第2条において、セミトレーラにあっては、キングpinの中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離を車両の長さとする旨が定められています。
K値	基本補正係数のことをいいます。

【か行】

用語	解説
合成車両	包括申請の場合、トラクタ・トレーラごとの車両諸元を、通行条件が最も厳しくなるよう合成したものといいます。
構造令	道路構造令の略称です。道路を新設または改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令です。
個別的制限	道路法第47条第4項に基づき、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量の制限（車両制限令第5条～第11条参照）を行う場合をいいます。
コンテナ用	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象となる車種の一つです。コンテナを運搬することを目的として設計された、あるいは専らそのために使用されている車両で、現にコンテナを運搬しているものをいいます。

【さ行】

用語		解説
さ	最遠軸距	車両制限令においては、連結車の場合、連結した状態における最前軸と最後軸の軸間距離をいいます。
	最小回転半径	車両の回転性能の指標の1つで、車両を最も急激に旋回させた際のわだちの半径をいいます。
	最小隣接軸距	隣り合う軸間距離のうち、最小値のものとをいいます。
	算定要領	特殊車両通行許可限度算定要領の略称です。申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準です。
し	軸距	車軸の軸間距離(車軸中心の水平距離)の略称です。
	軸種	車両における車軸位置と軸数の組み合わせの種類のとをいいます。
	軸種数	申請車両の軸種の数のとをいいます。
	軸重	1本の車軸にかかる重さのとをいいます。車両制限令上、最高限度は10tとされています。
	軸重配分比(α)	申請された車両総重量を当該車両の申請軸重のうち最大の軸重で除した数値をいいます。
	自治体申請システム	国土交通省から提供されているシステムを使った申請受付方法で、インターネットを利用して、地方自治体に対して特殊車両通行許可申請の「受付」をおこなうものとです。
	指定道路	道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するため指定された大型車誘導区間の道路。高速道路・直轄国道・地方管理道路などが大型車誘導区間となります。

【さ行】

用語	解説
し 自動車の運搬用	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総直量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つです。自動車を運搬することを目的として設計された、あるいは専らそのために使用されている車両で、現に自動車を運搬しているものをいいます。
車軸	車輪と車輪の間にかかる軸のことをいいます。
車両制限令	道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令です。
車両分類	特殊車両通行許可限度算定要領「車両寸法による分類」参照。車両の幅と長さによって分類されます。
車限令	車両制限令の略称です。
車両占有幅	車両が通行するのに必要な車道幅員のことで、申請車両の幅、長さの算定に際して用いられます。
重セミトレーラ	重量物運搬用で道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準の緩和を受けているセミトレーラをいいます。発電機や建設機械などの重量のある積載物等を運搬するセミトレーラ連結車で、道路運送車両法の保安基準の緩和を受けた車両。(海コン、ポールトレーラなどを除く。)
準用	審査する際に過去の実績を用いて、同じ審査結果を適用することをいいます。
上空障害	道路情報便覧に収録されている高さに関する対象箇所。トンネル(ボックスカルバート等を含む)、下路式橋梁(トラス橋等)、道路橋、鉄道橋、及び横断歩道橋等の構造物の建築限界が道路横断方向に車道端から車道端までの範囲内で空間高が4.5m未満の箇所を全て対象としています。

【さ行】

用語	解説
し 条件書	特殊車両通行許可に際して付す書類の一つで、許可に際しての通行条件を記したものといいます。
C条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置する」、寸法に関して「徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置する」というものをいいます。
徐行	橋梁・交差点・屈曲部・狭小部・上空障害箇所等、車両が直ちに停止することができる速度で進行することをいいます。
新規開発車両	新たに設計製作される車両で、車両制限令第3条で定める一般的制限値を超えるもので、届出書を提出して、国土交通省道路局から基準に適合するものとして適合証明書の交付を受けた車両をいいます。
新規格車	平成5年11月25日の車両制限令の改正による総重量の最高限度に適合する車両を指します。高速自動車国道及び重さ指定道路を特殊車両通行許可を得ることなく通行できます。(その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ許可申請が必要)
G値	各軸の車輪と車輪の中心間距離(最外輪中心間距離)をいいます。
重要物流道路	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が路線を指定し、機能強化や重点支援を実施する道路輸送網を指します。
す ステアリング機構	車両の進行方向を変えるためのシステムのことをいいます。ハンドル(ステアリングホイール)を回転するとその量に応じてタイヤは角度を変え、車両が旋回します。車軸に付いているタイロッドという横棒の部品が左右に移動し、タイヤの向きを変えます。
スパン	特殊車両交差点間の道路をスパンと呼んでいます。

【さ行】

用語		解説
せ	制限標識	「道路法」に基づく橋梁等における重量制限並びにトンネル等における高さ制限、または個別の制限がなされる道路において、掲げられた道路標識の事です。 橋梁、トンネル等による制限の場合は、標識の明示が義務付けられています。
	背高	一般的には9フィート6インチの海上コンテナのことをいいますが、高さがある積載物、または積載状態のことを背高と呼ぶこともあります。
	背高海上コン	海上コンテナ用セミトレーラ連結車であってもコンテナの高さが、通常の海コン(8フィート6インチ)より1フィート高い9フィート6インチであるコンテナを「背高海上コンテナ」といい、高さが4.1mまで許可されます。(通行経路は「高さ指定道路」に限定)
	Z係数	超重量車両の許可限度重量の算定の際に、算定要領のD条件による許可限度重量に掛ける係数のことをいいます。
	セミトレーラ	積載物の直屈の相当部分を、連結装置を介してけん引車にもたせかける構造のトレーラ(けん引車)。(→フルトレーラ、連結装置)
そ	措置命令	道路管理者が「車両制限令の一般制限値を超える車両を通行させた者」、「特殊車両通行許可に付した通行条件に違反して車両を通行させた者」、「車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて者」に対して、通行の中止、総重量の軽減、徐行、その他通行の方法について道路管理者が必要な措置を講じることを命令する行政処分のことです。

【た行】

用語		解説
た	第5輪荷重	道路運送車両法施行規則第35条の3において、「セミトレーラを牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重」をいいます。
	高さ指定道路	高さの一般的制限値を4.1mとするものとして各道路管理者が指定した道路をいいます。重さ指定道路は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shitedouro/tokusya/q02-c/index.html
	ダブルス	連結車のうち、トラクタ(けん引車) + セミトレーラ+フルトレーラという組み合わせで運行されるものをいいます。被けん引車を2台連結していることからこう呼ばれます。
	タンク型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つ。液体等運搬用のタンクを荷台に固定した液体用タンク車の他、粉粒体運搬車、コンクリートミキサー車等を含みます。
	単車	連結されておらず、自走できる車両のことをいいます。(例:トラック、建設機械等)
ち	超重量	「超重量車両」の略称。算定要領による許可限度重量を超える車両のことをいいます。
	超寸法	「超寸法車両」の略称。算定要領による許可限度寸法を超える車両のことをいいます。
つ	通行計画書	超寸法・超重量車両に係る申請に際して通行時間・誘導方法・待避場所の位置等を記載して提出する書類ことをいいます。
	通行条件	道路法第47条の2に基づき、特殊車両の通行を許可する場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な条件を付すこととなっており、その条件は所定の様式に従った条件書を添付して行うこととなっています。重量に関する条件A～D、寸法に関するA～C、通行時間帯、超重量、超寸法車両に関しては橋梁等での走行位置の指定等の条件があります。

【た行】

用語	解説
て D条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行、通行禁止および該当車両の前後に誘導車両を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で該当車両が通行することを条件とします。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する」ものをいいます。
tksデータ、tkszデータ	申請支援システムを利用して作成した申請書の電子データ(拡張子が「.tks」または「.tksz」)をいう。オンライン申請で窓口に送信・提出するデータ形式です。
と 道路運送車両の保安基準	昭和26年運輸省令第67号を指します。道路運送車両法に基づき、運行の用に供し得る道路運送車両の保安上又は公害防止上の技術基準を定めたものをいいます。
道路構造令	道路を新設又は改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令です。
道路情報便覧	特殊車両通行許可に係る窓口の事務処理を迅速に行うため、道路の構造要因、交通条件等についてあらかじめ現地調査し、それによって得たデータを全国的に収集、収録したものです。対象箇所は、狭小幅員、上空障害、交差点、曲線部障害及び橋梁です。
特車	「特殊な車両」の略称です。車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、車両諸元が一般的制限値を超えることがやむを得ないと認める車両で、特殊車両の通行許可の対象となる車両をいいます。
特車ゴールド制度(ETC2.0 装着車への特殊車両通行 許可簡素化制度)	業務支援用ETC2.0車載器をセットアップ・装着した車両の登録と、特車ゴールド制度の利用登録を行うことにより、許可更新手続きの簡素化および大型車誘導区間における経路選択が可能となる制度をいいます。
特例車種	特例5車種車及び特例8種車の連結車をいいます。 ※高さ指定道路に限り、高さは4.1mまで許可されます。

【た行】

用語	解説
と 特殊車両通行許可制度	一般的制限値を超える車両で道路を走行するときは、車両諸元、積載物の内容、通行経路、通行の日時等を道路管理者に申請し、許可証の交付を受けて許可された経路を走行できること定めた制度です。
特殊車両通行許可不要制度	道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とする制度です。
特殊車両通行許可不要制度	特殊車両通行許可不要制度は下記のURLから確認できます。
	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyafuyou_pr.html
トリプル軸	3m以内に3つの車軸が集中して隣接している場合をいいます。
特例5車種	連結車のうちバン型、コンテナ用、タンク型、幌枠型及び自動特例5車種車の運搬用のことをいいます。(国際海上コンテナ用は含まれない。)
特例5車種	特例として、総重量の制限値が高速自動車国道では36t以下、その他の道路では27t以下で軸距に応じて定められた値とされています。(車両制限令第3条第2項)
特例8車種	特例5車種+追加3車種(あおり型、スタンション型、船底型Ⅰ、Ⅱがある。)のことをいいます。追加3車種には、車両制限令第3条第2項の特例は適用されません。

【な行】

用語	解説
に 認証トラクタ	橋梁照査要領に適合するように製造された海上コンテナ用トレーラをけん引する海上コンテナのフル積載への対応を設計段階で考慮して製造された2軸トラクタで、その駆動軸重が1.5t以下であって、道路運送車両の保安基準第55条の規定により軸重の基準の緩和の適用を受けた車両をいいます。
認定	車両制限令第12条に基づき、一般的制限値を超えず、車両制限令第5条～7条の個別的制限に適合しない車両で、申請により、個別的制限に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと道路管理者が認定することを指します。

【は行】

用語		解説
は	はみ出し長さ	被けん引車(トレーラ)に積載する自動車が車体の後方にはみ出す部分の長さを指します。
	バン型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つです。箱型荷物室を備えているトラックのことをいいます。ただし、屋根のないもの(オープントップ型)も含みます。(JIS(日本工業規格)による)
ひ	B条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行および連行禁止を条件とする」、寸法に関して「徐行を条件とする」ものをいいます。
	ピントルフック	フルトレーラを連結するトラクタの連結装置。
	binデータ	申請支援システムで作成した申請データ(作成途中状態)で、拡張子「.bin」をいいます。
ふ	不許可	特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知されます。
	付図	特車システムの「道路情報便覧」にある地図です。この地図上の交差点を繋げていき経路を作成します。
	普通申請	普通申請とは、申請車両台数が1台の申請をいいます。
	不連続	特車申請の経路作成において交差点番号が連続しておらず、経路が繋がっていない状態のこと。道路情報が更新され、新たな特車交差点が追加された場合等に不連続となる場合があります。
	フルトレーラ	総荷重をトレーラだけで支えるように設計され、先端にけん引具を備えたトレーラのことをいいます。(ドーリと組み合わされたセミトレーラを含む)(JIS(日本工業規格)による)

【は行】

用語	解説
へ 併進禁止	車両の前後に「誘導車」を設置して橋梁を車両が通行する際は「誘導車」が車両以外の一般車両も規制(対向車線も)して、橋梁の上にはその特殊車両のみが通行することをいいます。
β 値	車体の幅が2.5メートルを超える車両の橋梁等の主げたの許可限度重量を求める際に、通行条件Dの場合のみ乗じる係数をいいます。 最大軸重をもつ軸の最外輪中心間距離に応じて、1.00～1.20。
ほ 包括申請	車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同じである複数の車両について一つの許可申請書によって行う申請をいいます。
補正係数(K)	基本補正係数K1～K5を全て乗じた数値。(K=K1×K2×K3×K4×K5)
ポールトレーラ	柱等長尺の積荷自体がトラクタとトレーラの連結部分を構成する構造のトレーラのことをいいます。軸距は積荷の長さに応じて調整できます。〈JIS(8本工業規格)による〉 保安基準第1条においては、「柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造を有する被けん引自動車をいう。」とされています。
幌枠型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最軽限度の特例の対象とされる車種の一つです。荷台が幌骨で支持された幌に覆われた車両をいいます。(幌ウイングボデーを含む)

【ま・や・ら行】

用語		解説
み	未収録道路	道路情報便覧に路線はあるが、特殊車両の通行に関する情報が収録されていない道路をいいます。
	未採択道路	道路情報便覧に路線が収録されていない道路をいいます。
みなし		申請経路毎に審査結果をひとつ以上設定した状態において、申請経路毎に設定された審査結果の中における最も厳しい条件(重量・寸法)で、同一経路内の審査結果を「みなし」ことをいいます。
ゆ	誘導車	カーブや厳しい交差点部等を通過する際に他の交通安全を確保するための誘導措置や、橋梁等の構造物の保全等のために配置するもので、普通乗用車等を用います。
り	リアオーバーハング(RO)	車両制限令におけるリアオーバーハングは、トレーラの後輪の旋回中心軸から車両後端までの長さをいいます。
	輪数	輪数とは、1つの軸に係るタイヤの数をいいます。ただし、ダブルタイヤは、1輪と数えます。
	輪荷重	自動車の一個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいいます。 車両制限令上、最高限度は5tとされています。
隣接軸重		隣り合う車軸に係る軸重の合計です。(車両制限令第3条) 保安基準の「隣り合う車軸に係る荷重の和」に当たります。車両制限令、保安基準上の最高限度は、軸距が1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5t以下である場合にあっては、19t)、1.8m以上である場合にあっては20tです。
れ	連結車	けん引車(トラクタ)と被けん引車(トレーラ)とが連結された状態の車両をいいます。(例:セミトレーラ、フルトレーラ)
	連行禁止	2台以上の特殊車両が縦列をなして、同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいいます。

11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ

■ お問い合わせ先

- ・本システムの各種お問い合わせに関する窓口が2021年4月1日より、下記に変更になります。

■ ご注意ください

オンライン申請システム、電子申請書作成システム等に関するお問い合わせ先は変更になっておりません。

引き続き、特車運用事務局の方にお願いいたします。詳しくは以下のサイトをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/contact/contact.html>

● 本システムの操作の方法、マニュアルに関するお問い合わせ

株式会社日立製作所 特車連絡窓口

✉ hitachi.online-ml-2020.sf@hitachi.com

※問い合わせ窓口はメールのみとなります。

※メールアドレスを変更する場合は事前に周知いたします。

● 制度に関するお問い合わせ

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室

☎ 03-5253-8483

※お問い合わせ受付時間は、平日10:00-17:00となります。

上記時間帯以外のお問い合わせは、お受けできませんのでご了承ください。

※問い合わせ窓口は電話のみとなります。

12. 改訂履歴

版数	改訂内容
1.0.0	初版
1.0.1	一部画面レイアウトを最新に更新
1.0.2	1-3. 自治体申請システム利用上のお願い を訂正
1.0.3	2-2. 自治体申請システムへのアクセス を追加 11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ を追加
1.0.4	誤記修正
1.0.5	2-1. 利用環境 を訂正
1.0.6	1-3. 自治体申請システム利用上のお願い を、 「自治体申請システム利用上の留意事項」に修正 1-3. 自治体申請システム利用上のお願い に説明を追加 5-1. 申請する に添付資料の容量制限について説明を追加 5-1. 申請する に申請先の手動設定について補足を追加 6-5. 差し戻しから再申請をする に説明を追加
1.0.7	6-2. 申請内容の確認 に、申請状況の種類と、 操作メニューについてのページを追加 6-3. 申請の取り消し を追加 6-4. 申請内容の変更 を、変更内容により操作方法が 変わることを追記、差し戻しの際の操作と統合
1.0.8	6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする の申請先 の道路管理者を変更する場合の操作方法を修正 6-2. 申請内容の確認 の一部画像を最新のものに変更
1.0.9	1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項 の申請対象 について文言を修正 2-5. 主機能の画面遷移 を追加 3-1. 提出書類の電子データ化 の提出書類を整理・更新

(続く)

版数	改訂内容
1.0.9	(続き) 4-3. 新規ユーザーの登録 の申請代理人の補足を追加 5-1. 申請する に道路管理者によって必要となる書類について補足 11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ の問い合わせ窓口を変更
1.0.10	4-1. 自治体申請システム ログイン にて入力するユーザID、 パスワード文字判定についての注記を追加
1.0.11	4-3. 新規ユーザーの登録 にて代理人登録の際のメール通知の注記を追加 11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ の問い合わせ窓口を変更
1.0.12	11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ に注意事項を追加
1.0.13	1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項 にて直轄国道 に関する注意事項の記載を訂正 2-1. 利用環境 新しいブラウザの対応について説明を追加 3-1. 提出書類の電子データ化 にて申請先の自治体からの 指示を優先する具体例を追記 5-1. 申請する に添付資料の押印について説明を追加 5-1. 申請する に直轄国道を含んでいても国に申請する必要が無い場合について説明を追加
2.0.0	2-1. 利用環境 利用できるOS、ブラウザを変更 5-1. 申請する に一括申請の注記の変更および申請先のオンライン申請対応状況を追記
2.1.0	2-1. 利用環境 利用できるブラウザを変更

(続く)

12. 改訂履歴

版数	改訂内容
3.0.0	3-1. 提出書類の電子データ化 の資料準備方法の補足を追加 5-1. 申請する の申請データのファイル名の長さ制限の注記を追加 5-1. 申請する の提出書類の説明を実運用に合わせて修正
4.0.0	2-2. 自治体申請システムへのアクセスシステムメールアドレスの記載を修正 2-5. 主機能の画面遷移について tkszファイルについて追記 3-1. 提出書類の電子データ化 tkszファイルについて追記 5-1. 申請する tkszファイルについて追記 6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする tkszファイルについて追記
4.0.1	5-1. 申請する 添付資料についての説明を補足追記
4.0.2	5-1. 申請する 添付資料についてのファイル容量の説明を修正
4.0.3	2-1. 利用環境 利用できるOSを変更